

Dataline

A look at current financial reporting issues

No. 2011-29

October 27, 2011

(2011年11月15日改訂*)

目次:

概要.....	1
要点.....	1
主な内容.....	2
主な規定.....	3
範囲.....	3
支配.....	3
支配の判定の フレームワーク.....	4
投資先の目的および設計.....	5
パワー.....	5
変動リターン.....	28
パワーとリターンとの関連 —本人か代理人か.....	29
その他の問題.....	36
事実上の代理人.....	36
サイロ.....	37
再判定の頻度.....	38
会計処理の要求事項.....	38
開示事項.....	38
IFRS12号の目的.....	38
開示の範囲.....	38
開示の集約.....	40
重大な判断および仮定.....	41
経過措置.....	41
潜在的なビジネスへの影響.....	43
質問.....	44
付録 A.....	45
付録 B.....	48
付録 C.....	49

IFRSの新連結基準の概要とUS GAAPとの比較

IASBの連結ガイダンスの多くの側面がUS GAAPとコンバージェンスされる

概要

要点

- 国際会計基準審議会 (IASB) は2011年5月に国際財務報告基準 (IFRS) 第10号「連結財務諸表」(IFRS10号) を公表し、いつ投資者が投資先を連結しなければならないかに関する新しいガイダンスを導入しました。現在では、この新しいガイダンスの多くの側面は米国会計基準 (US GAAP) とコンバージェンスされています。
- この新しいアプローチは、支配のパワーの概念と、支配が存在するかどうか、および連結する必要があるかどうかを判断するための変動リターンに対するエクスポージャーを組み合わせています。投資者が、パワー、変動リターンに対するエクスポージャー、および投資先から投資者へのリターンに影響を及ぼすパワーを用いる能力を有する場合にのみ、支配は存在します。
- この新基準は、早期適用が認められ、2013年1月1日から強制適用が要求されます。遡及適用は一定の実務上の例外を除いて必要となります。開示に関連する事項を扱っているIFRS12号「他の企業への関与の開示」の発効日は、IFRS10号と同日になります。
- 米国財務会計基準審議会 (FASB) は、IFRS10号と概ね一致している本人か代理人かの決定に関するガイダンスを追加し、変動持分事業体およびリミテッド・パートナーシップの連結ガイダンスを改訂するための提案を2011年度第4四半期に公表する予定です。
- 経営者は、連結する必要がある企業の判定に関する、IFRS10号の影響を評価する必要があります。連結グループの構成の変化は、レバレッジ、流動性、および収益率などの主要な投資者指標 (財務制限条項を含む) の根本的な変化につながる可能性があります。

* 他の当事者と比較して意思決定者がより大きい権利を有していればいるほど当該意思決定者が本人である可能性が高い、ということを確認するために図20に脚注が追加されました。



主な内容

.1 2011年5月、IASBは支配の定義を改訂し開示に関連する事項を強化するためにIFRS10号を公表しました。IFRS10号は支配の再定義を扱っており、一方、IFRS12号は開示に関連する事項を扱っています。

PwCの見解:

IFRS10号を生み出したこの連結プロジェクトは、2003年6月以降、IASBの議題とされてきました。その目的は、国際会計基準(IAS)第27号「連結及び個別財務諸表」(IAS27号)および解釈指針(SIC)第12号「連結—特別目的事業体」(SIC12号)を置き換える基準を開発することでした。IAS27号は支配のパワーにさらに焦点を当てており、一方SIC12号は変動リターンのエクスポーザーに焦点を当てていました。これらの2つのアプローチの相互関係は必ずしも明確ではありません。IFRS10号は、すべての企業に単一の支配モデルを適用できるよう、支配の定義を改訂し詳細な適用ガイダンスを提供しています。このプロジェクトは、2008年の世界的金融危機を受けて金融安定化フォーラムの提案により加速し、その結果2008年12月に公開草案が公表されました。

.2 FASBは、IFRS10号と概ね一致している、本人か代理人かの決定に関するガイダンスを追加し、変動持分事業体(VIE)およびリミテッド・パートナーシップの連結ガイダンスの改訂を間もなく提案する予定です。これとは別に、FASBとIASBは、投資企業の定義を提案しており、その定義を満たす投資企業は連結の規定から除外される可能性があります。IASBは2011年8月に投資企業の定義の公開草案を公表し、またFASBは2011年10月にFASBの提案を公表してコメントを求めました。

.3 IASBの新しい連結基準の主要な原則では、投資者が投資先を支配するパワーを有する場合、またその投資先との関与により生じる変動リターンのエクスポーザー有する場合、そして投資先のリターンに影響を及ぼすように投資先を支配するパワーを用いる能力を有する場合にのみ支配が存在し、連結が必要となります。

PwCの見解:

この新しい基準は、一部の特定の企業に影響を及ぼします。影響を受ける可能性がある企業には、以下の投資者が含まれます。

- (1) リターンの分配が支配の分配に見合っていない企業
- (2) 過半数の議決権持分を保有していない支配的な投資者を有する企業で、残りの議決権が株主に広範囲に分散している
- (3) いずれかの議決権が管理業務のみに関係し、関連性のある活動が契約上の取決めによって指図されている場合など、議決権または類似の権利が、企業を支配する人物を決定する決定的な要因とならないように設計された企業
- (4) 議決権を行使する際に支配を変化させることができる重要な潜在的議決権を発行する企業
- (5) アセット・マネジメント企業

複雑な状況においては、正確な事実および状況はIFRS10号に基づく分析に影響を及ぼすでしょう。IFRS10号は「ブライต์・ライン」を提供しておらず、多くの要因を検討することを要求しています。

.4 新しい基準はまた、非支配持分の測定、潜在的議決権、および支配の喪失の会計処理にかかる原則およびガイダンスを規定しています。

主な規定

範囲

- .5 従業員給付のガイダンスが適用される退職後給付制度またはその他の長期従業員給付制度を除いて、IFRS10号は、連結財務諸表を表示しなければならないすべての親会社に適用されます。
- .6 以下の場合、親会社は連結を免除されます。
 - (a) 親会社は、100%子会社または100%未満の子会社であり、すべての所有者が連結財務諸表を表示しないことに反対していない
 - (b) 親会社の負債性または資本性証券が公開市場において取引されていない
 - (c) 親会社は、公開市場で金融商品を発行するために財務諸表を提出しておらず、提出する過程にもない
 - (d) 親会社の最上位の親会社またはいずれかの中間親会社が、IFRSに準拠した公表用の連結財務諸表を作成している

連結の範囲の例外は、IAS27号の既存の免除事項と類似しています。

US GAAP との比較: US GAAP に基づく 2 つの広範なモデルが存在します。1 つは変動持分事業体への関与を判定するもので、もう 1 つは議決権持分事業体の関与を判定するものです。まず、変動持分事業体モデルを適用し、そのモデルの例外規定を満たす場合、または企業は VIE でないと判断する場合は、議決権持分事業体モデルのみ適用します。対照的に、IFRS10 号にはすべての企業に対する 1 つの単一の支配の定義があります。

支配



図1: 支配の要素

- .7 支配は、投資者が以下の3つの要素をすべて有している場合に存在します。
 - (a) 投資先に対するパワー
 - (b) 投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利
 - (c) 投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを使用する能力

PwCの見解:

従前、議決権による支配は IAS27 号において扱われており、変動リターンに対するエクスポージャーは SIC12 号のフレームワークにおける重要な考慮事項でした。しかしながら、これらの 2 つの支配に対するアプローチの関係性は明確ではありませんでした。IFRS10 号は、投資者が変動リターンに影響を及ぼすパワーを行使できるという追加要件を導入することにより、2 つのモデルとリンクします。

US GAAPとの比較: IFRS10号における支配の定義は、以下の2つを有することに基づくUS GAAPにおけるVIEの定義と類似しています。

- (1) 経済的パフォーマンスに最も重要な影響を及ぼすVIEの活動を指図するパワー
- (2) 損失を負担する義務、またはVIEに対して潜在的に重要となり得る便益を受ける権利

支配の判定のフレームワーク

以下の図は、支配の判定のフレームワークを説明しており、当Datalineの関連するパラグラフや表への参照を含んでいます。

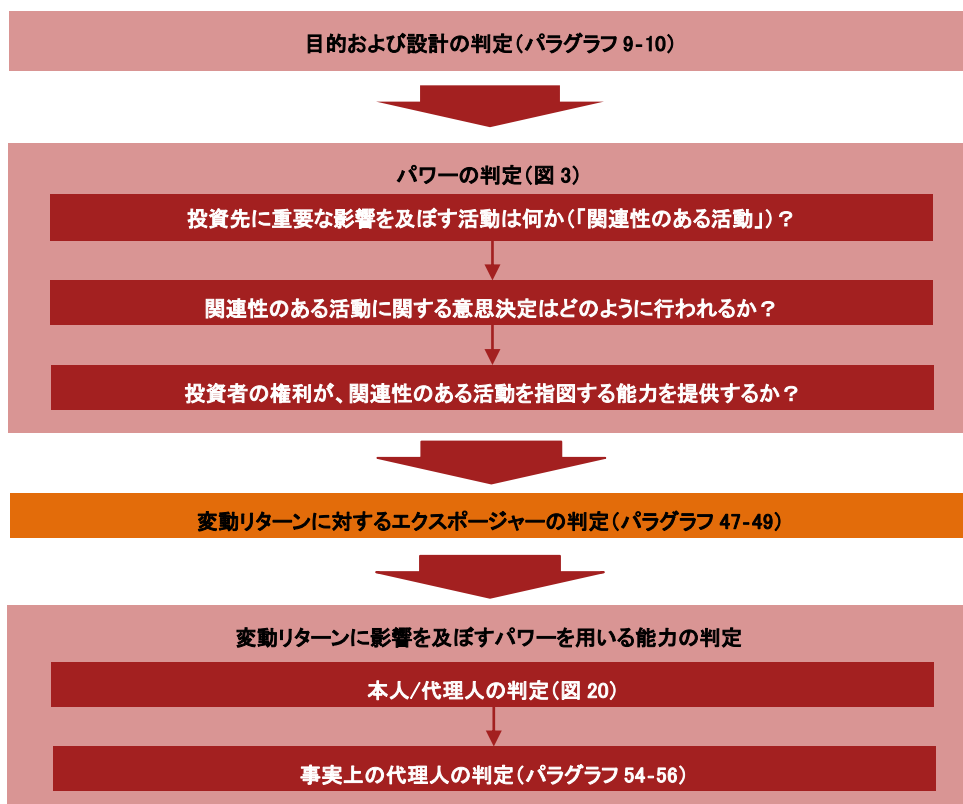


図2: 支配の判定の概念フレームワーク

.8 上記の3要素のいずれかに変化があったことを示す事実や状況がある場合、支配の再判定が必要となります。

US GAAPとの比較: 議決権持分事業体とVIEの両者に関してUS GAAPの連結モデルでは、事実および状況の変化に基づきいずれの当事者が支配を有するかを継続的に再判定することも要求されます。一方、企業がVIEであるかどうかの再判定は、特定のトリガーとなる事象が発生する場合にのみ実施されます。

投資先の目的および設計

.9 投資先の目的および設計は、関連性のある活動は何か、これらの活動はどのように意思決定されるか、および誰がこれらの活動を指図できるかに関する判定に影響を及ぼす可能性があります。目的および設計を考慮することにより、企業が議決権または潜在的議決権で支配されていることが明らかになることがあります。

.10 いくつかのケースにおいて、議決権が投資先のリターンに重要な影響を及ぼさない可能性があります。投資先は、契約上の取決めを通じて「自動操縦(auto-pilot)」となる可能性があります。これらのケースにおいては、企業の目的および設計を判定する際に、以下を考慮しなければなりません。

- (a) 設立目的で設計された投資先の悪化のリスクおよび改善の可能性
- (b) 取引の他の当事者に移転するように設計された投資先の悪化のリスクおよび改善の可能性
- (c) 投資者がこれらの悪化のリスクおよび改善の可能性に晒されているかどうか

US GAAP との比較: 報告企業が企業の変動持分を保有しているかどうか、および企業が VIE であるかどうかを決定するため、また企業の重要な活動を識別するにあたり、VIE モデルに基づいて企業の目的および設計を判定する必要もあります。

パワー

.11 投資者は、投資者が投資先の関連性のある活動を指図する現在の能力を与える既存の実質的な権利を有する場合に、投資先に対するパワーを有します。関連性のある活動とは、投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動です。

US GAAP との比較: US GAAP には、VIE モデルに基づいて連結を判定するための前提条件となる、報告企業が変動持分を有するか否かを判断するための重要なガイダンスがあります。IFRS10 号においては、「投資者」という用語の定義それ自体は存在しませんが、IFRS10 号の結論の根拠は、US GAAP の下では投資者は変動性を負担するという点で変動持分の保有者に類似すると指摘しています。結論の根拠(BC67 項)は、「当審議会は、投資者は通常はこうした金融商品を通じてリターンの変動性に対する権利またはエクスポージャーを有するものと予想してはいるが、変動性を吸収する金融商品に具体的に言及する必要はないと判断した」と説明しています。この内容と首尾一貫して、BC66 項には、企業にとっての変動性を生じさせ、そのため、スワップの相手方はリターンの変動性に晒されないクレジット・デフォルト・スワップの設例が含まれています。

US GAAP では、変動持分は、報告企業の経済的リスクおよび(または)便益に対する権利を当該企業に与える経済的な取決めから生じます。このガイダンス¹は、「VIE の変動持分は、変動持分を除く VIE の純資産の公正価値の増減により変動した VIE に対する契約上、保有権、またはその他の金銭的な持分である」と説明しています。潜在的な変動持分には、持分証券、受益権、債券、保証、サービス契約、デリバティブ、購入オプション、および共同研究開発契約が含まれる場合がありますが、これらに限定されません。金融商品が変動持分であるかどうかを判断するためには、発生し投資者に移転するように設計されている投資先のリスクを含めた企業の目的および設計を考慮する必要があります。一定のデリバティブ商品は、変動性を生じるもの(変動性を吸収するものではない)と考えられる可能性があります。基礎となる商品が市場における観察可能な変数であ

¹ ASC810-10-20(連結用語集)

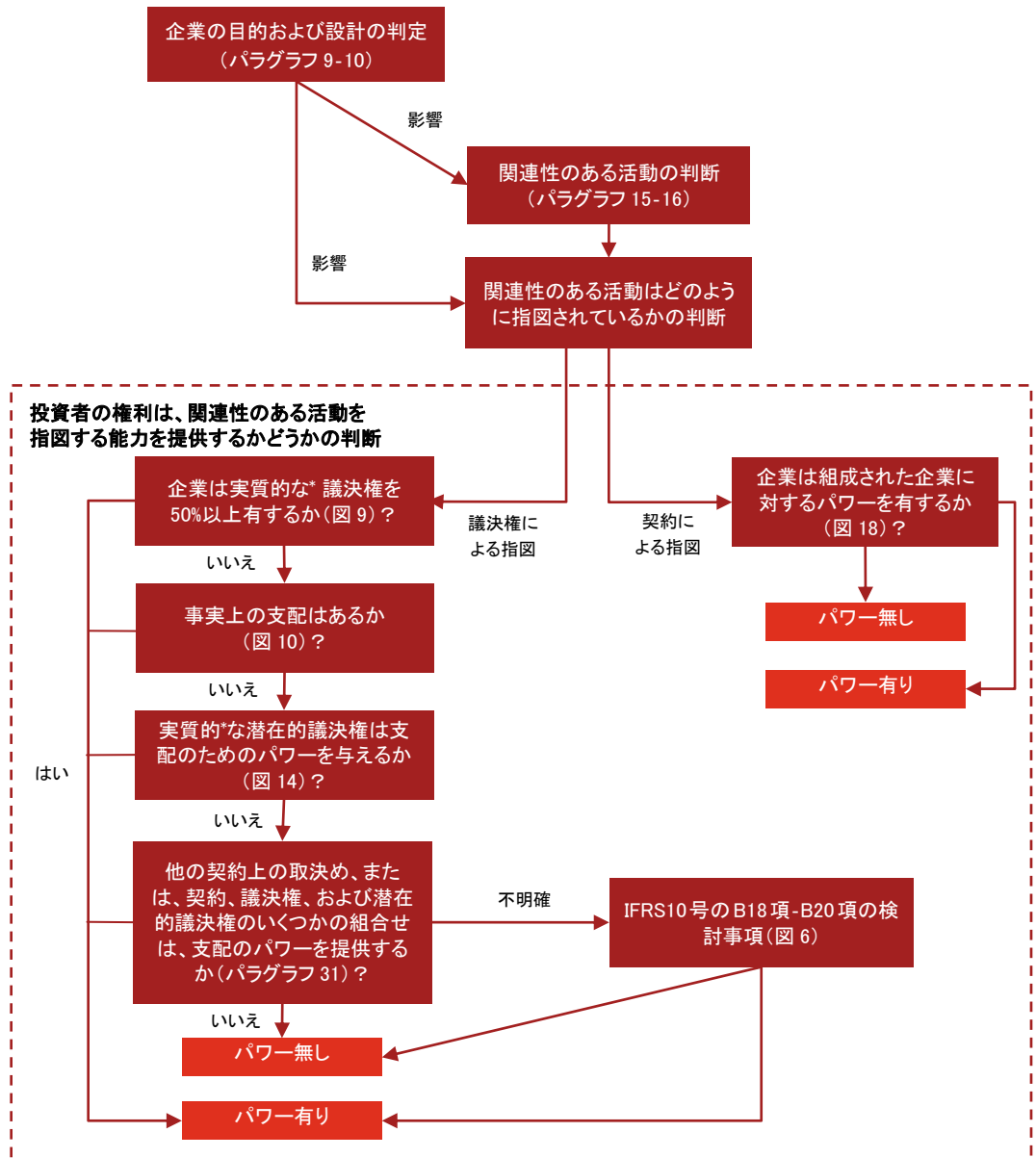
り、取引相手が企業のその他の持分保有者に対して優先度が高い場合は変動持分ではありません。

.12 投資者が投資先に対するパワーを有するかどうかを評価する場合、投資者は以下の項目を考慮しなければなりません。

- (a) 投資先の関連性のある活動は何か、これらの活動はどのように指図されているか
- (b) 投資者の権利が、関連性のある活動を指図する能力を投資者に与えているかどうか
- (c) 投資者の権利の性質は、実質的か、または単なる防御的か
- (d) 投資者の議決権および潜在的議決権は、関連性のある活動を指図できるかどうか
- (e) 議決権または類似の権利が、投資先のリターンに重要な影響を及ぼさない場合、投資者はパワーを有するかどうか

.13 パワーの判定には多くの考慮事項が伴うため、IFRS10号のガイダンスの適用は複雑になる可能性があります。以下のフローチャートは、当Datalineの中の該当するパラグラフや図を参照することにより、パワーの評価に関連したさまざまな意思決定の概要を説明しています。

<次ページへ続く>



* 図7で扱っている権利は、実質的な権利であるか、または防衛的な権利であるか

図3: パワーの評価の概念のフローチャート

14 IFRS10号は、支配の判定に関する以下の追加的なガイダンスを提供しています。

- (a) 資本金金融商品により議決権および支配するパワーを明確に判定できる場合、過半数を有している株主は、他の要素がない限り、支配を有する
- (b) 複数の投資者がリターンに影響を及ぼす活動を指図するために一緒に行動しなければならない場合は、いずれの投資者も単独で支配を有していない

US GAAP との比較: VIE の連結モデルは、共有されるパワーに関して類似したガイダンスを提供しています。このガイダンス²は、「VIE の経済的パフォーマンスに最も重要な影響を及ぼす VIE の活動を支配するパワーをいずれの当事者も有していないような複数の関連性のない当事者間でパワーが実際に共有されている場合、いずれの当事者も主要な受益者ではない」と説明しています。

IFRS10号とは異なり、US GAAP はまた、複数の関連性のない当事者が最も重要な活動を指図しており、その活動の性質が同じ場合の「過半数のパワー」の概念も提供しています。この場合、最も重要な活動の過半数に対してパワーを有する当事者は、企業に対するパワーを有するとみなされます。なお、このガイダンスが存在するものの、これは広範に適用されることはなく、通常は一部の証券化商品または組成企業に限定されます。

PwCの見解:

大半のケースにおいて、支配は議決権によって決定されます。支配が議決権によって確立されており、関連する契約上の権利が他に存在しない場合、IFRS10 号は、支配の判定のためにさらなる評価を要求していません。

関連性のある活動

.15 IFRS10 号の付録 A では、関連性のある活動を、「投資先の活動のうち投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動である」と定義しています。IFRS10 号は、財またはサービスの販売および購入、債務不履行前後の金融資産の管理、資産の選択、取得、および処分、研究開発、ならびに、資金調達活動を含みますが、これらに限らない、可能性がある広範な関連性のある活動を提供しています。

.16 関連性のある活動に関する意思決定には、運営、資金調達、および予算に関する意思決定、または、サービス提供者あるいは経営幹部の選任、報酬決定、および雇用の終了が含まれます。

US GAAP との比較: VIE の連結モデルは、企業の経済的パフォーマンスに影響を与える最も重要な活動(広範囲に及ぶ可能性がある)に焦点を当てているという点で類似しています。

.17 以下の設例は、IFRS10 号の設例 1 および設例 2 を要約したものです。

設例1

- 投資者 2 社は、医薬品の開発および販売のため、投資先を設立する
- 一方の投資者は、医薬品の開発と規制当局の認可の取得に関連する責任を負い、すべての意思決定を一方的に行う能力を有する
- 規制当局が商品を認可した後、もう一方の投資者は、製造と販売に関連する責任を負い、すべての意思決定を一方的に行う能力を有する

² ASC810-10-25-38D(連結—認識)

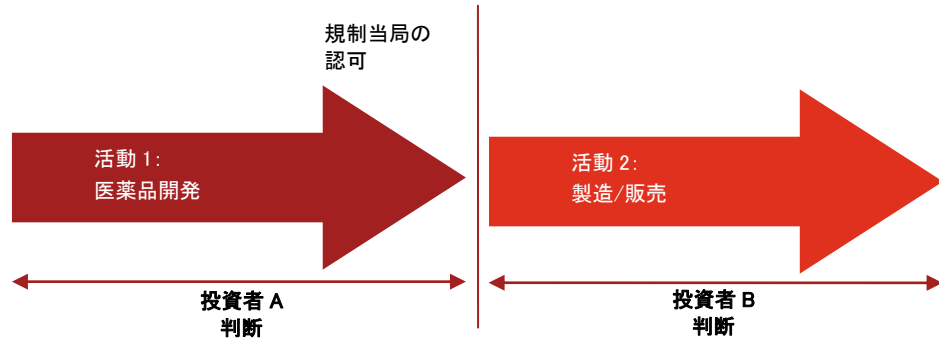


図4(a)：異なる当事者により指図される関連性のある活動－設例1

どちらの投資者が投資先に対するパワーを有しているか？

解答：

以下の図に考慮事項を要約している。

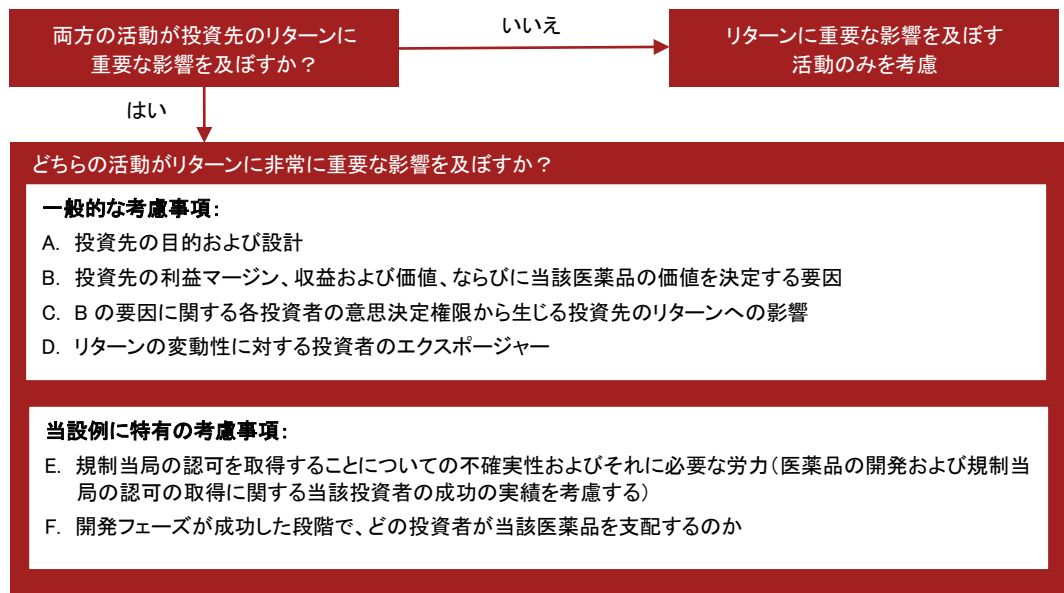


図4(b)：異なる当事者により指図される関連性のある活動-設例1

PwCの見解：

この意思決定に関しては、実務上、複雑な判断が必要になります。たとえば、一方の投資者が製造を担当し、もう一方の投資者が販売を担当する場合、リターンに影響する活動を識別することが困難になる場合があります。この判断結果は、投資先の戦略に影響を受ける可能性があります。たとえば、安価な日用品のメーカーと高級ブランド品のメーカーを考えた場合、安価な日用品のメーカーにとっては製造コストを安くすることが重要なプロセスであり、高級ブランド製品のメーカーにとっては効果的なマーケティングが重要なプロセスであると考えられます。

US GAAP との比較: VIE の連結モデルに基づく結論は、広い範囲で首尾一貫すると予想されます。企業のライフ・サイクルに複数の区別できる段階が存在する状況では、連結分析においてすべての段階を考慮すべきか、または各段階を別個に考慮すべきかを検討する必要があります。たとえば、次の段階の発生について著しい不確実性が存在する場合、確実に発生する段階についてのみパワーを評価することが適切な場合があります。一部の状況において、パワーの基準を満たす当事者は、時間の経過とともに変化する可能性があります。たとえば、企業の経済的パフォーマンスに影響を及ぼす意思決定は、企業のライフ・サイクルを通して首尾一貫しているかもしれませんが、特定の偶発事象が発生した場合、一方の当事者からもう一方の当事者へパワーが移る可能性があります。

設例2

投資ビークル(投資先)は債券および持分証券で設立されている。

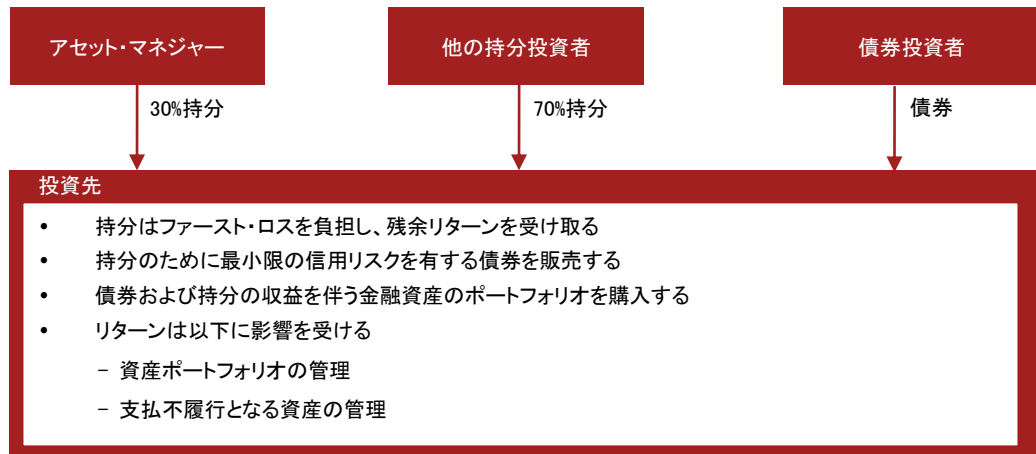


図5(a)：異なる当事者により指図される関連性のある活動－設例2

- アセット・マネジャーは、支払不履行となる資産が所定の閾値に達するまでは、すべての活動を管理する(たとえば、ポートフォリオの価値が、投資先の持分ランシエを使い果たすようなものとなった時)
- その後、第三者である受託者が債券投資者の指示に従って資産を管理する

意思決定権の順序は次のように説明できる。

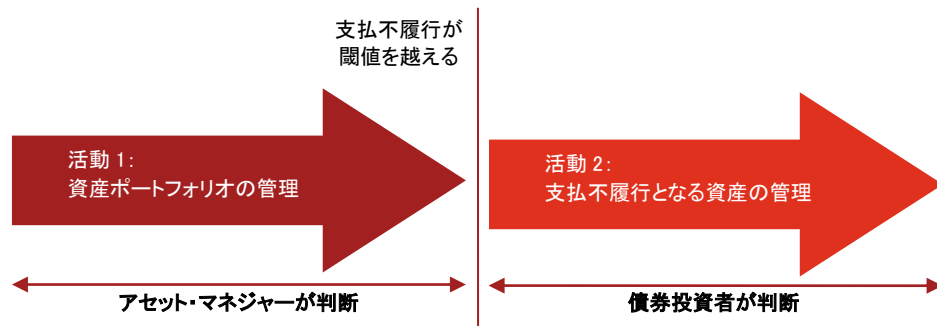


図5(b)：異なる当事者により指図される関連性のある活動－設例2

だれが投資ビークルを支配するか？

解答:

アセット・マネジャーおよび債券投資者は、投資先の目的および設計に加えて、リターンの変動性に対する各当事者のエクスポージャーの考慮を含む、投資先のリターンに最も重要な影響を及ぼす活動を指図できるかどうかを決定する必要がある。

US GAAP との比較: VIE の連結モデルは、類似する評価を要求しています。損失が既定レベルに達するか、またはマイルストーン到達に基づいて活動が変化する場合(例:設例1を参照のこと)等、その時点においてパワーがもう一方の当事者に移動するような偶発事象が発生するまでは、一方の当事者がパワーを有しているとみなされます。これは、偶発事象(例:債務不履行の事象)が発生する際に関連性のある活動のみが実行される状況とは異なります。

関連性のある活動に対するパワー

.18 パワーを有するためには、投資者は、関連性のある活動を指図する現在の能力を与える既存の権利を有していなければなりません。この能力は、議決権または潜在的議決権、経営幹部を含む意思決定者を選任または解任する権利、拒否権、および契約上の権利を含む、広範な権利に由来しています。

US GAAP との比較: VIE の連結モデルは、パワーを有するために、パワーに基づいて行動することを要求するのではなく、現在の能力を有することのみを報告企業に要求している点で類似しています。証券化ストラクチャーにおける資産の債務不履行の事態などの偶発事象の発生時にのみ重要な意思決定を行うことは頻繁にあります。それは、そのような意思決定を行う権利の保有者が現在の能力を有することを妨げるものではありません。

.19 一般的に、実質的な意思決定が継続的に必要とされる関連性のある活動を投資先が有している場合、議決権または類似の権利は、投資者にパワーを提供します。その他の場合は、議決権はリターンに重要な影響を及ぼしません。これらに関しては、以下のパラグラフ 38 からパラグラフ 46 で扱っています。

.20 投資者の権利が投資先にパワーを与えるのに十分かどうかの決定が困難な場合に考慮すべき要素を以下の図に示しています(IFRS10 号の該当する項を参照のこと)。優先度の指標は、投資先を指図する実務上の能力を証拠付けるため、他の指標よりも重視する必要があります。

<次ページへ続く>

優先度の指標(IFRS10号B18項)-投資先を指図する実務上の能力の証拠

- 契約上の権利なしに、投資先の経営幹部(KMP)を選任する能力
- 契約上の権利なしに、重要な取引を行うことを投資先に指図すること、またはその取引を拒否する能力
- 投資先の統治機関のメンバーの選任、または他の議決権所有者からの委任状を獲得する能力
- 投資先の経営幹部または統治機関のメンバーの過半数が投資者の関連当事者である(たとえば、投資先の最高経営責任者と投資者の最高経営責任者が同一人物である)

その他の指標

特別な関係を示す指標(IFRS10号 B19 項)

投資先の経営幹部が、投資者の現在または以前の従業員である

投資者の経済的依存

- 資金
- 保証
- 重要なサービス
- 技術
- 資材または原材料
- 特許権または商標権
- 経営幹部
- 専門知識
- その他の重要な資産

経済的依存だけでは、投資先に対するパワーを有することにはならない
(IFRS10号 B40 項)

投資先の活動が、投資者に関係している、または、投資者のために行われている

不相応なエクスポージャー

投資先への関与により生じるリターンに対する投資者のエクスポージャーまたは権利が、議決権または類似の権利に比べて不相応に大きい
例:エクスポージャーが50%超であるのに対して議決権は50%未満

リターンの変動性に対するエクスポージャー (IFRS10号 B20 項)

- リターンの変動性に対する投資者のエクスポージャーまたは権利が大きければ大きいほど、パワーを得るのに十分な権利を獲得しようとするインセンティブは大きくなる
- エクスポージャーの大きさのみでは決まらない

図6: 支配の判定が困難な場合に検討すべき追加的な証拠

PwCの見解:

経済的依存は稀なことではありません。たとえば、希少鉱物または資源の中間加工企業は、資源の供給者に依存する可能性があります。しかしながら、前述した設例の優先度の指標は、経済的依存の指標よりも優先されます。そのため、資源の供給者が、中間加工業者の経営幹部、統治機関、委任状のプロセス、および意思決定のプロセスに関してほとんどまたはまったく影響を及ぼさない場合、原材料の資源の供給者に対する中間加工業者の依存は、パワーを構成するには不十分です。

実質的な権利または防御的な権利

.21 IFRS10号は、パワーを有するかどうかの評価に際して、実質的な権利のみを検討することを要求しています。防御的な権利は検討されません。

.22 他の当事者が行使可能な実質的な権利は、これらの権利の保有者が意思決定を行うことができない場合であっても、投資者が支配することを妨げる可能性があります。

.23 以下の図は、実質的な権利と防御的な権利を区別する基準を要約しています(当 Dataline の該当する項を参照のこと)。この図は、現在の議決権および潜在的議決権を含むすべての権利に適用されます。

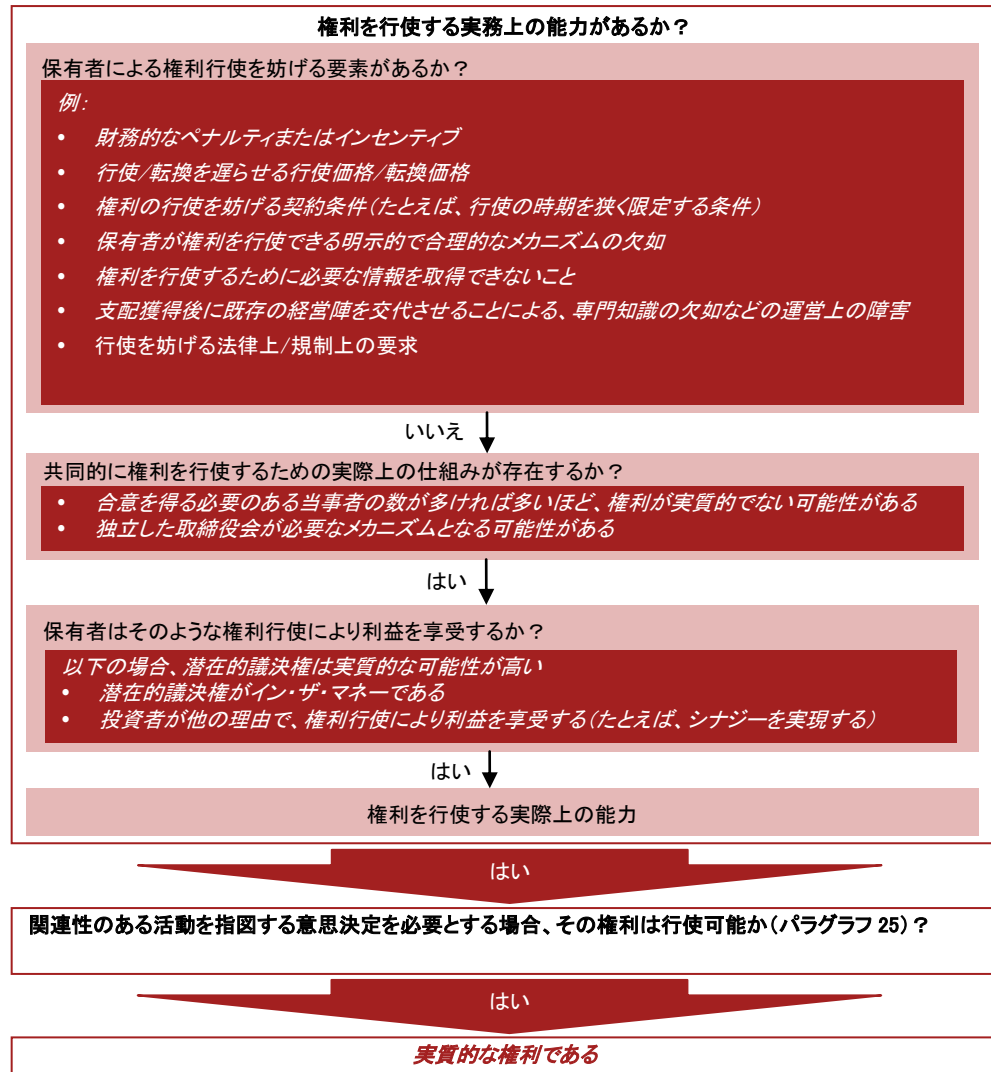


図7: 権利が実質的なものかどうかの決定に関するフローチャート

US GAAPとの比較: 権利が実質的なものかどうかを判断するための考慮事項は、US GAAPにおける解任権、清算権、および参加権の実質を評価する場合と類似しています。

.24 ディープ・アウト・オブ・ザ・マネーである潜在的議決権は、IFRS10 号の設例 9 および設例 10 において説明されているように、実質的でないとみなされる権利になる可能性があります。これらの権利に関して以下に要約しています。

事実パターン	潜在的議決権の財政状態	他の事実	結論
今後2年間行使可能な、議決権の半分を取得するコール・オプションとともに、議決権の30%を有する投資者	ディープ・アウト・オブ・ザ・マネーの状態、2年間そのままの状態であると見込まれる	他の投資者(70%を保有)は議決権を行使しており、投資先の活動を積極的に指図している	オプションは実質的なものではない
3つの投資者が、それぞれ投資先の議決権の3分の1を保有している。1名の投資者(A)は、固定価格で転換可能な債券を保有している。転換した場合、Aは議決権の60%を有することとなる	アウト・オブ・ザ・マネーであるが、ディープ・アウト・オブ・ザ・マネーではない	<ul style="list-style-type: none"> 投資先の事業活動はAと密接に関連している 転換オプションを行使した場合、Aはシンナジーから便益を得る 	オプションは実質的なものである

PwCの見解:

IFRS10号により生じる重要な変更点は、支配を評価する際に考慮すべき要素として、潜在的議決権の財政状態(すなわち、イン・ザ・マネーかアウト・オブ・ザ・マネーか)を明確に表すことです。IAS27号は、この要素に関するガイダンスをほとんど提供していませんでした。

.25 関連性のある活動を指図するための現在の能力を保有者に与える実質的な権利は、通常、現在行使可能ですが、常にそうであるとは限りません。IFRS10号は、現在行使可能でなくても、権利が実質的なものに関して以下の設例を提供しています。潜在的議決権に関する解説については、当 Dataline のパラグラフ 35 およびパラグラフ 36 を参照してください。

設例3

- 投資先は、臨時総会および年次株主総会において関連性のある活動に関する意思決定を行う
- 次の年次株主総会は8カ月以内に開催される
- 単独または合計で5%以上の議決権を保有している株主は、30日以内に臨時総会を招集できる

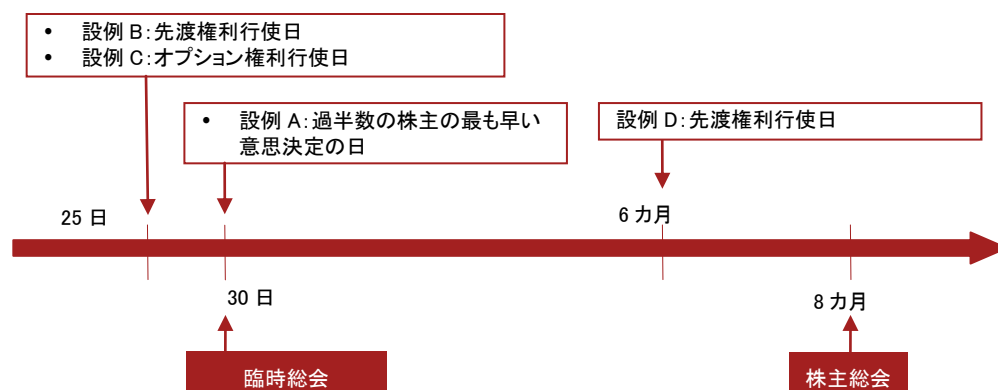


図8: 意思決定を行う必要がある際に権利は行使可能かどうかー設例3

このシナリオは、以下の設例 A から設例 D までに適用します。それぞれの設例は、 独立して検討されています。

投資者が保有する権利	権利は実質的であるか？
設例 A 議決権の過半数	議決権は実質的である <ul style="list-style-type: none"> 投資者が必要な時に、関連性のある活動に関する決定を行うことができる 行使に30日間を要することは、株式取得の時点からのパワーの存在を排除するものではない
設例 B 過半数の議決権を取得する 25 日前	先渡契約は実質的である <ul style="list-style-type: none"> 既存の株主は、今後30日以内に既存の方針を変更できない。先渡契約はその時点までに決済される。投資者の権利は、設例Aの過半数の株主と基本的に同じである 先渡契約は、まだ決済前であっても投資者にパワーを与える
設例 C 過半数の議決権を取得する ためのディープ・イン・ザ・マ ネーの 25 日オプション	設例 B と同様に結論づける
設例 D 過半数の議決権、他の関連 する権利を取得する 6 カ月 前	先渡契約は実質的でない <ul style="list-style-type: none"> 先渡契約の決済前に、関連性のある活動に関する既存の方針を変更できる そのため、投資者は関連性のある活動を指図する現在の能力を有していない

US GAAP との比較: 潜在的議決権は、一般的に、議決権持分事業体の分析においては考慮されません。その代わりに、現在の議決権が優先されます。そのため、US GAAP と IFRS10 号に基づく結論は、議決権持分事業体に関する設例 B と設例 C とでは異なるものになるでしょう。

以下を含む関連する事実および状況によっては、VIE 連結モデルのもとで潜在的議決権を考慮する必要があるかもしれません。

- (1) 将来、議決権持分事業体の経済的パフォーマンスを推進する重要な活動は何か
- (2) これらの活動に関して誰が、いつ意思決定を行うか
- (3) 潜在的議決権を行使する可能性があるか(これらの権利の行使に対するいかなる障害も含む)

一般的に、潜在的議決権が行使される可能性が高い場合(たとえば、ディープ・イン・ザ・マネー)、それらの権利は分析にのみ影響を及ぼします。そのため、設例 B および設例 C の VIE に関する結論は、IFRS10 号と首尾一貫する可能性が高くなります。

防御的な権利

.26 防御的な権利は、例外的な状況でのみ適用され、また、投資先の根本的な変更に関連します。権利が、事象や状況に左右される、または、例外的な状況で適用されるというだけでは、防御的な権利ではありません。

.27 防御的な権利には次のものが含まれます。

- (a) 貸手に不利な方向に借手が自らの信用リスクに悪影響を及ぼす活動を行うことを貸手が制限する権利
- (b) 非支配持分の所有者が、例外的な資本的支出または資本性/負債性金融商品の発行を承認する権利
- (c) 債務不履行時に、貸手が借手の資産を差し押さえる権利

US GAAP との比較: US GAAP は、防御的な権利は、当該権利に関連する企業の支配財務持分を当事者に与えることなく、防御的な権利を有する当事者の持分を保護するために設計されていると示唆しています。防御的な権利は、他の当事者が防御的な権利を有する場合、投資者がパワーを有することを妨げるものではありません。

フランチャイズ

.28 フランチャイズ加盟者に対するフランチャイズ本部の権利の性質は、実質的か、または防御的かを判断する必要があります。IFRS10 号は、フランチャイズ加盟者のリターンに重要な影響を及ぼす意思決定権限と、フランチャイズ・ブランドを保護する意思決定権限を区別しています(たとえば、法的形態や資金調達構造)。他の当事者が、フランチャイズ加盟者の関連性のある活動を指図できる現在の能力を有している場合、フランチャイズ本部は、フランチャイズ加盟者に対するパワーを有していません。

.29 フランチャイズ本部が提供する財政支援が減少するほど、および、フランチャイズ加盟者のリターンの変動性に対するフランチャイズ本部のエクスポージャーが減少するほど、フランチャイズ本部が防御的な権利のみを有している可能性が高くなります。

PwCの見解:

IFRS10 号は、フランチャイズに関する明示的なガイダンスを新しく導入しており、フランチャイズ加盟者を連結すべきかどうかに関するフランチャイズ本部による意思決定に対してより高い明確性を提供すると期待されています。

US GAAP との比較: VIE の連結モデルは、フランチャイズ契約の評価に関する類似のガイダンスを含んでいます。

議決権および潜在的議決権

過半数の議決権を伴うパワー

.30 議決権の過半数を有する投資者は、以下の図に示す条件が満たされる場合にパワーを有します(IFRS10 号の該当する項を参照のこと)。

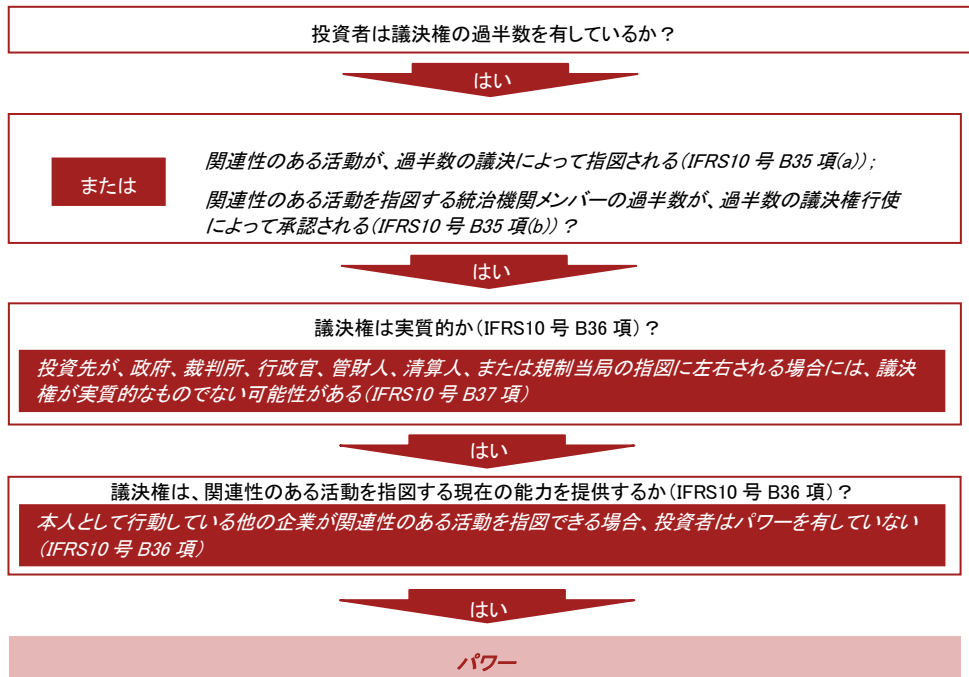


図9: 議決権がパワーを提供するかどうかを評価するためのフローチャート

議決権の過半数を有していないパワー

.31 議決権の過半数未満しか保有していない投資者は、以下によりパワーを獲得する可能性があります。

他の議決権保有者との契約上の取決め	たとえば、投資者は、このような取決めによって、投資先に対するパワーを得るために、他の投資者が保有している十分な議決権を支配できる可能性がある。
他の契約上の取決めによる権利	たとえば、このような契約上の取決めは、投資者が投資先の一定の事業活動を直接的に支配することを許容する可能性がある(たとえば、製造工程)。これらが関連性のある活動である場合、投資者による支配となる可能性がある。
残りの権利が広範囲に分散した状態で議決権の最大数を保有(「事実上の支配」)	「事実上の支配」のセクションで詳細に説明している。
潜在的議決権	「潜在的議決権」のセクションで詳細に説明している。
上記の組合せ	たとえば、40%の議決権と20%の潜在的議決権の組合せは、パワーを提供する可能性がある。

事実上の支配

.32 過半数に満たない議決権しか保有していない投資者が、広範囲に分散した残りの議決権とともに最大数の議決権を有する可能性があります。十分な数の分散した残りの投資者が、影響力のある投資者に

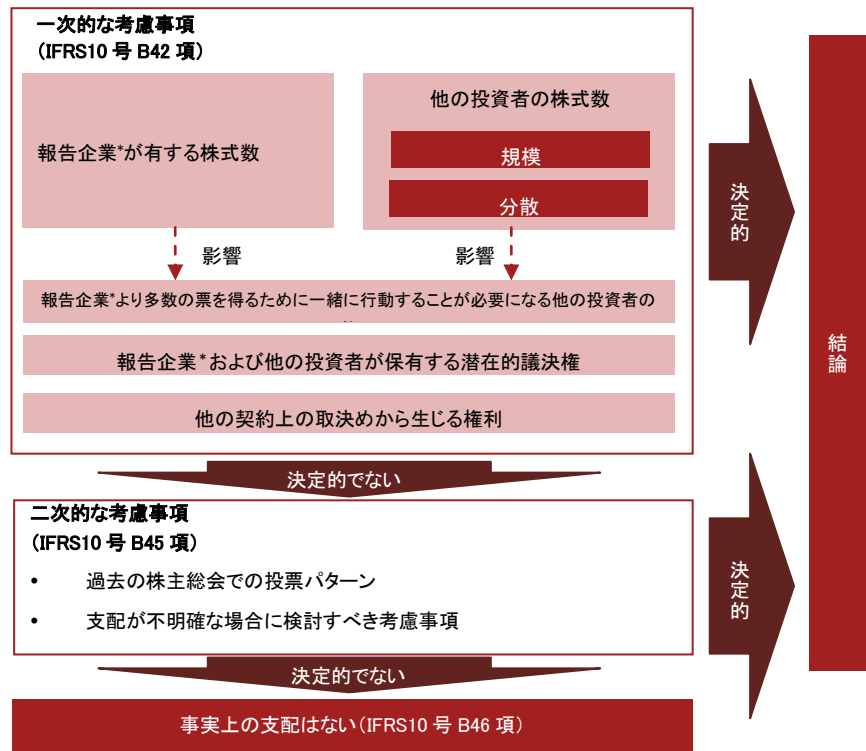
反対するために協力して行動しない限り、この投資者は、投資先を一方的に指図するパワーを有している可能性があります。しかしながら、関連性のない多数の投資者の集団的行動が必要な場合、このような一致した行動をとりまとめることは難しい場合があります。

PwCの見解:

IFRS10号によって導入された重要な変更点の一つは、事実上の支配に関するガイダンスを初めて導入したことです。

US GAAP との比較: 議決権持分事業体の連結モデルは、事実上の支配の概念を含んでいません。しかし、SECは、Regulation S-Xの規則1-02において、支配の定義を、「契約による議決権付株式の所有または別の方法を通じて、経営の方向性および人物の政策を指図するまたは与えるための、パワーの直接的または間接的な所有」にまで拡大しました。SECは、適切な連結方針を決定するために、形式よりも実質を考慮する必要性を強調しています。この概念は、適用されるのは限定的であり実務上ではほとんど見られません。

.33 以下の図は、事実上の支配の判定に関する考慮事項を要約したものです。IFRS10号の該当するパラグラフおよび当Datalineの図6を参照してください。



*「報告企業」とは、投資先の事実上の支配の判定を実施する報告企業をさす。

図10: 事実上の支配の判定

PwCの見解:

事実上の支配の判定は、多くの定性的要因を考慮しなければならないため、実務上は難しくなります。

.34 以下の設例は、上記の原則の適用を説明しています。当 Dataline の付録 B は、IFRS10 号における事実上の支配の概念に該当する設例を要約しています。

設例4

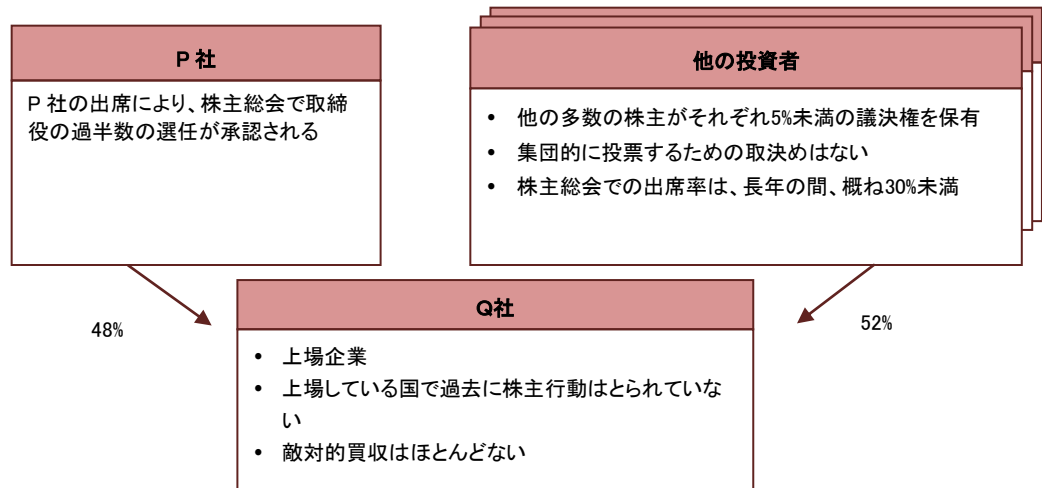


図11: 事実上の支配—設例4

P 社は Q 社を支配しているか？

解答:

事実上の支配 (de facto control) のガイダンスを適用する。

- (a) 相対的な規模—P 社が 48%を保有、一方、他の株主はそれぞれ 5%未満を保有。
- (b) 他の株主の分散—他の株主が 5%未満を保有しているため、他の株主数は少なくとも 11 人存在する。

IFRS10 号の設例では、以下のように結論づけている。

- (a) 1 投資者が議決権の 48%を保有し、単独で 1%超の議決権を有する株主はいない場合は、この投資者がパワーを得るのに十分な権利を有している。
- (b) 1 投資者が議決権の 45%を保有し、他の 11 名の株主がそれぞれ (正確に) 5%を保有する場合は、この投資者がパワーを得るのに十分な権利を有していない。

P 社の場合は、この 2 つの設例の間にあるため、さらなる分析が必要である。

事実上の支配の追加要因を検討する(上記の設例10を参照)。

(a) 残りの株主は、集団的に投票するための企業集団を形成しておらず、過去の株主総会での出席率はあまり高くない。さらに、過去に株主行動をとったことがない。

(b) P社は、Q社の統治機関を選出する選任手続を左右している。

これらの追加要因により、P社がQ社を支配している可能性がある。

設例5

- 親会社であるL社は、上場企業M社の51%の持分を保有している。L社はM社を連結している。
- M社は負債比率が高く、損失が出始めた。L社は、持分の2%を投資銀行に売却することを決定した。

売却後の構成および追加情報は、以下のとおりである。

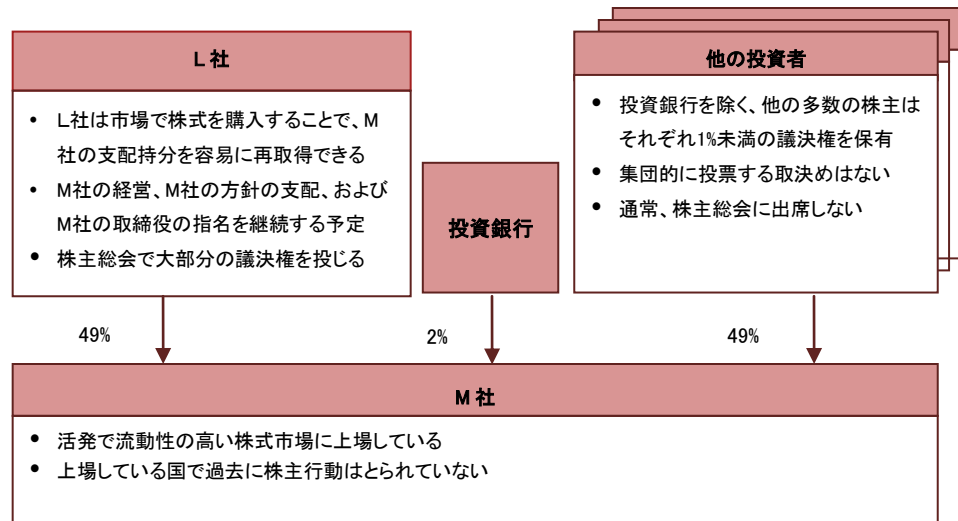


図12: 事実上の支配－設例5

解答:

他の株主が分散して持分を保有しているのに対し、L社は49%を保有している。また同社は、経営陣を指名し、活動を指図する予定である。L社は、M社に関連性のある活動を指図する実務上の能力を有している。

実務上の支配に関するガイダンスおよびIFRS10号の要因を総合すると、L社がM社を支配していることを示している。

<次ページへ続く>

設例6

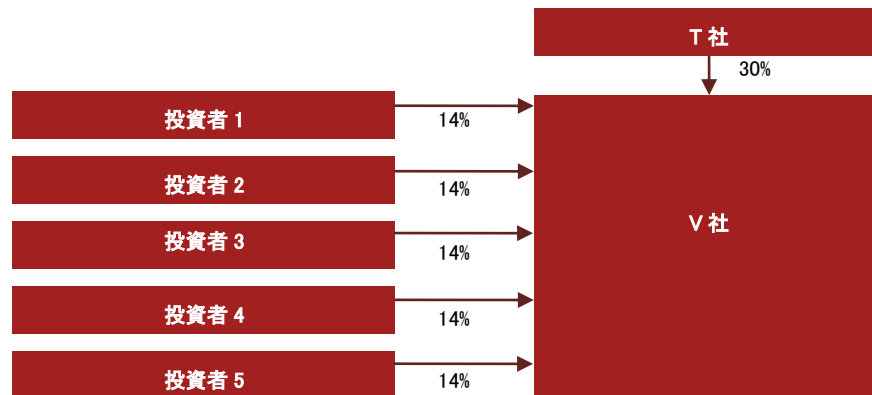


図13: 事実上の支配—設例6

投資者 1 から 5 は、

- ベンチャー・キャピタル企業または機関投資家である。
- 株主総会に参加しない。
- 各投資者は、V社の代表者および投資者同士で会っている。そのことは周知の事実である。

解答:

IFRS10 号の方針を適用する。

- (a) 相対的な規模—T社は30%を保有している。これは、他の株主に比較してそれほど多い比率でない。
- (b) 他の株主の分散—残りの株式は5人の株主に集中しており、彼らは互いに会っている。ほぼ間違いなく、残りの5人の株主が共同で行動することはあまり難しくないかもしれない。

IFRS10 号の設例 6 では、どの投資者也支配を有していないと結論づけている。これは、他の 2 人の投資者が共同するだけで、被投資会社の活動を指図することを阻止することができるという考えに基づく。

上記のケースでは、他の 3 人の投資者が共同するだけで、T社の議決権を上回ることになるため、このケースにおいても、T社は、V社をコントロールしない。

潜在的議決権

.35 潜在的議決権は、「投資先の議決権を獲得する権利である、たとえば、転換金融商品またはオプションから生じるものであり、先渡契約から生じるものも含まれる。」と IFRS10 号 B47 項に定義されています。

.36 IFRS10 号は、潜在的議決権を取り扱う場合の 3 つの考慮事項を規定しています。

- (a) **実質的な権利か、防御的な権利か?** パワーの評価では実質的な権利のみを考慮する。したがって、議決権について、IFRS10 号に規定されている実質的な権利の要件にあてはまるかどうかを評価しなければならない(当 Dataline のパラグラフ 21–23 を参照のこと)。

- (b) **商品の目的と設計、および他の関与。** 潜在的議決権商品の目的と設計、および投資者が投資先に対して有している他の関与の目的と設計を考慮しなければならない。これには、それらの契約条件の評価、およびそれらの条件に合意した投資者の明白な予想、動機、および理由が含まれる。
- (c) **投資者が保有する他の議決権または意思決定権。** たとえば、40%の株式に加えて、20%のオプションを保有する場合、パワーをもたらすこともある。

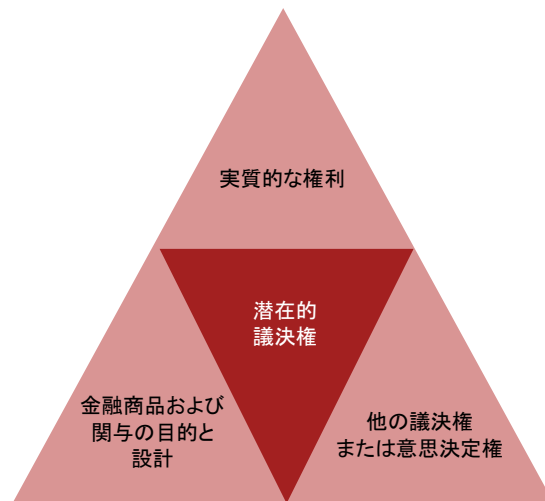


図14: 潜在的議決権

US GAAP との比較: VIE 連結モデルにおいては、どのように潜在的議決権を考慮すべきかに関する特定のガイダンスはありません。それにもかかわらず、VIE 連結モデルではパワーを評価する際に潜在的議決権を考慮する必要があります(パラグラフ 25 の「US GAAP との比較」における詳細な議論を参照のこと)。

.37 以下の設例は、上記の原則の適用を説明しています。既存の IAS27 号または SIC12 号のガイダンスに基づく分析は、比較目的のために記載しています。

設例7

- A社とB社は、C社の議決権付株式をそれぞれ80%および20%保有している
- A社は50%の持分をD社へ売却し、発行と同時に市場価格にプレミアム付きでいつでも行使可能なコール・オプションをD社から購入している
- 行使価格には経済的実質があり、意図的に高く設定されたものではない
- オプションは、報告日時点でわずかにアウト・オブ・ザ・マネーである

<次ページへ続く>

その結果生じる構造は以下のとおりである。

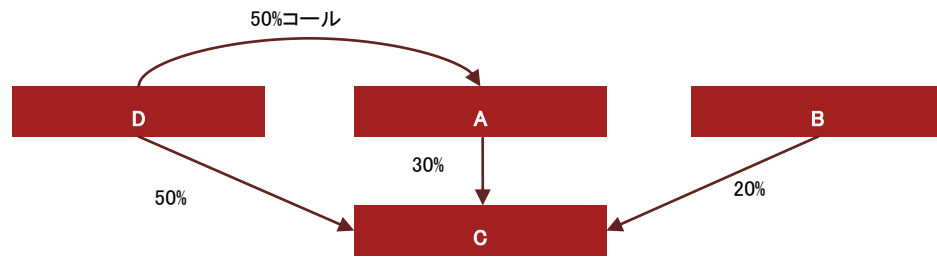


図15: (設例7)

コール・オプションに関する追加情報は以下のとおりである。

- コール・オプションを行使した場合、A社は当初の80%の持分と議決権を回収することになる
- 行使価格には経済的実質があり、意図的に高く設定されたものではない
- オプションは、報告日時点でわずかにアウト・オブ・ザ・マネーである

コール・オプションは実質的か？

IFRS10号の分析	IAS27号/SIC12号の分析
A社が保有するオプションは、発行時の市場価格にプレミアムが付いており、報告日においてわずかにアウト・オブ・ザ・マネーである。しかし、A社が、その他の理由により、オプションを行使することで利益を享受するかどうか(たとえば、持分の防御、資産の取得など)を検討する必要がある。利益を享受する場合には、当該オプションは実質的であると考えられ、A社はC社を連結する必要がある。	オプションは、発行時にアウト・オブ・ザ・マネーであるが、即時に行使可能である。よって、A社はC社の財務上および営業上の方針を統治するパワーを有しており、その結果、C社はA社の子会社であると判定される。

設例8

- A社、B社、C社は、D社の議決権付株式をそれぞれ40%、30%、30%保有している
- A社は、以下のコール・オプションも保有している
 - 対象となる株式の公正価値で、いつでも行使可能
 - 行使した場合、A社はD社の議決権を追加で20%取得し、B社とC社の持分はそれぞれ20%に減少する

以下の図は、この取決めを説明するものである。

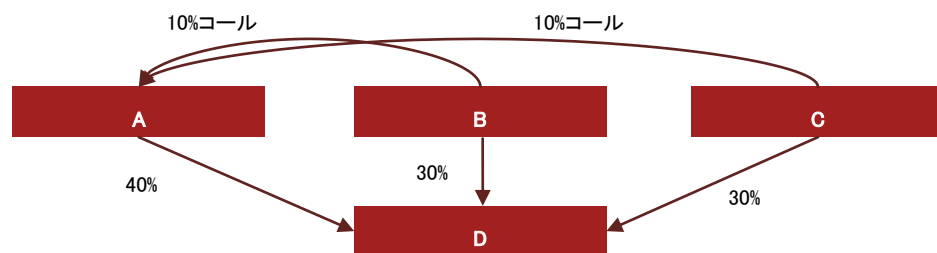


図16: (設例8)

コール・オプションは実質的か？

IFRS10号の分析	IAS27号/SIC12号の分析
<p>コール・オプションは、公正価値で行使可能である。そのため、コール・オプションは、イン・ザ・マネーでもアウト・オブ・ザ・マネーでもない。A社は、オプションが実質的かどうかを決定するために、当Datalineの図7のその他の要因を検討しなければならない。</p> <p>オプションが実質的な場合、A社は、図14の他の2つの要因(たとえば、オプションの目的と設計)を検討して、当該オプションが、A社がD社に対するパワーをもたらすかどうかを評価しなければならない。</p>	<p>いつでも行使可能な潜在的議決権の存在は、D社の財務および営業方針を左右するパワーをA社にもたらす。したがって、D社は、A社の子会社である。</p>

設例9

- A社、B社、C社は、D社の議決権付株式をそれぞれ33%保有している
- A社、B社、C社は、D社の取締役2名を指名する権利を有している
- A社は、固定価格でいつでも行使可能で、行使する場合はA社にD社の議決権すべてを与えるコール・オプションを保有している。
- A社の経営者は、B社とC社がA社と同様の投票をしない場であっても、コール・オプションを行使するつもりはない
- オプションは、発行日と報告日の両日付においてイン・ザ・マネーである

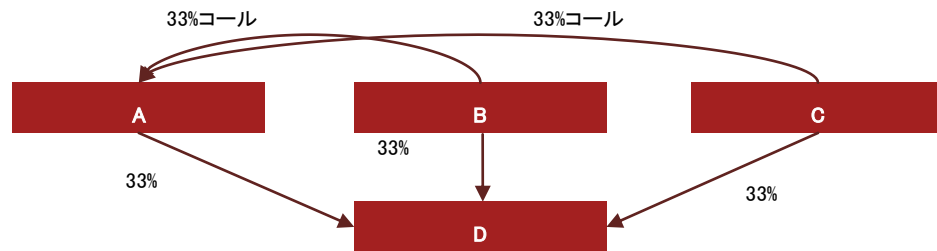


図17: (設例9)

コール・オプションは実質的か？

IFRS10号の分析	IAS27号/SIC12号の分析
<p>コール・オプションは、イン・ザ・マネーであり、他の相殺要因は存在しないため、実質的と考えられる。経営者の意図が障害や他の実務上の困難により生じる場合を除いて、この意図は、オプションが実質的かどうかの評価に影響を与えない(当Datalineの図7を参照のこと)。</p> <p>オプションが実質的な場合、A社は、オプションがA社にD社を支配するパワーをもたらすかどうかを評価するために、当Datalineの図14の要因(たとえば、オプションの目的と設計)を考慮する必要がある。</p>	<p>A社がD社を支配しているかどうかを判定する際に、A社の経営者の意図を考慮すべきでない。潜在的議決権付株式の存在と、オプションを行使し、それによってD社の支配を獲得するA社の能力は、D社がA社の子会社であることを示唆するものである。</p>

US GAAP との比較: 前述のように、潜在的議決権は、議決権持分事業体の連結モデルでは考慮されませんが、VIE 連結モデルでは考慮されます。設例 7 から設例 9 におけるオプションは、なかでもとくにディープ・イン・ザ・マネーでないという理由により、VIE 連結分析では実質的とみなされない可能性が高くなります。

組成された企業

.38 議決権が投資先のリターンに重大な影響を及ぼす可能性がないかもしれません。たとえば、議決権が管理業務のみに関係しており、投資先がその活動をどのように実行すべきかが契約上の取決めにより指図される場合に、このような状況が発生することがあります。これらの企業は、「組成された企業」と呼ばれます。

PwCの見解:

従前、SIC12 号は、狭義の明確に定義された目的を達成するために設立された企業を意味する「特別目的事業体」(SPE)という用語を使用しており、これらの企業について別個の連結基準を規定していました。この用語は、SPE および SPE 以外の両方のための統一した連結のフレームワークの目的を満たすため、IFRS10 号においてはもはや使用されていません。しかしながら、IFRS12 号は、「組成された企業」(開示目的で使用される)を定義し、狭義の明確に定義された特定の目的は、組成された企業の特徴となる可能性があることを示しています。これは、従前の SPE の一部が、「組成された企業」の新しいカテゴリーに該当する可能性があることを示唆しています。特に、SIC12 号に基づく「自動操縦」の企業は、「組成された企業」として分類される主な対象になる可能性があります。

US GAAP との比較: US GAAP において、VIE の概念は、議決権のみに焦点を当てるのではなくより広範囲に支配を判定すべき状況を規定する目的で定義されています。IFRS12 号に基づく「組成された企業」の定義と同様に、VIE の定義には、資本が十分ではない(すなわち、劣後融資の支援が追加されず、企業の活動に資本を供給できるほど資本が十分ではない)企業、および、株主が集団として企業の経済的パフォーマンスに最も重要な影響を及ぼす営業活動を指図するパワーを有していない、または実質的でない議決権を有する場合の企業が含まれています。しかしながら、VIE の概念は、「組成された企業」よりも広範であり、一般的に、ある一定の事業体および共同支配企業のようなより多くの種類の企業を含むこととなります。さらに、US GAAP に基づく VIE の定義は、株主が集団として事業体の予想損失を負担する義務または予想リターンを受け取る権利を有していない場合の企業、ならびに、議決権が、株主の予想リターンおよび企業活動の実質的すべての関与に対して不相応であるか、または不相応に少数の議決権を有する投資者の代わりに行使されている場合の企業も含んでいます。

.39 企業の活動に厳格な支配を強く要求する契約に対し、組成された企業の実質的なパワーがすべて放棄されているように考えられることがあります。その結果、いずれの当事者もパワーを有していないように見受けられる場合があります。しかしながら、企業は、関与する当事者のひとつに間接的に支配されている可能性があります。支配を有する当事者が存在するか否かを判断するためには、さらなる分析が必要です。

.40 投資者は、パワーを有するかどうかを判定する際に、以下の要因を考慮しなければなりません (IFRS10 号の該当するガイダンスまたは当 Dateline のパラグラフや図を参照のこと)。

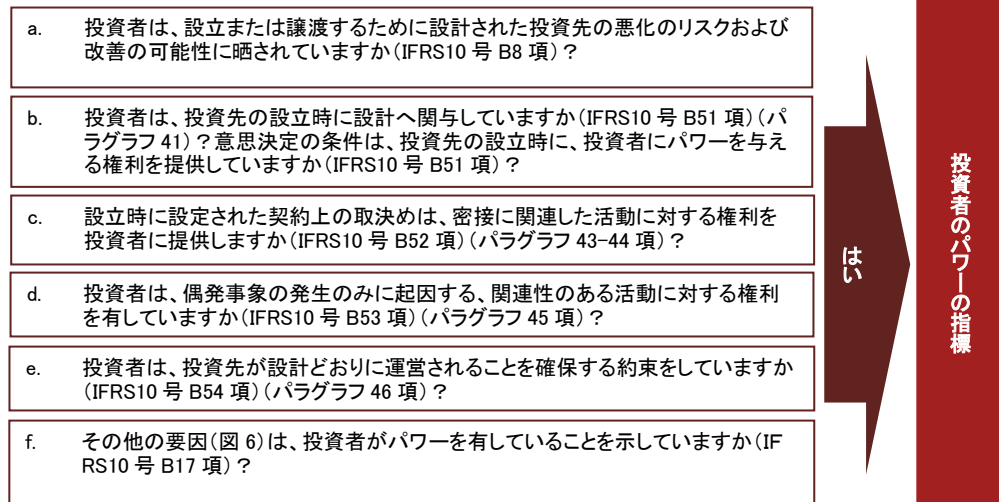


図18: 組成された企業の考慮事項

(b)から(e)の項目に関しては、以下でより詳細に議論しています。

US GAAP との比較: 前述のように、US GAAP では、報告企業が VIE 連結モデルに基づく VIE の変動持分を有するか否かを最初に判断しなければなりません。報告企業が VIE の経済的パフォーマンスに最も重要な影響を及ぼす VIE の活動を指図するパワーを有するかどうかを判断するために、報告企業は、(1) 企業の経済的パフォーマンスに最も重要な影響を及ぼす活動を識別し、(2) それらの活動に対するパワーを有している人物を識別しなければなりません。投資者がパワーを行使しない場合であっても、これらの活動にパワーを行使するための能力を考慮しなければなりません。

投資先の設立時にその設計の一環として行われた関与と意思決定

.41 IFRS10 号は、投資先の設立時の設計に関して、さまざまな参加者の関与を考慮することを要求しています。その関与は、それ自体では支配を提供するほど十分ではないと考えられますが、設計に関与した参加者は、強力な権利を獲得する機会を有していた可能性があります。

.42 投資者は、投資先の設立時の意思決定を考慮し、取引条件が参加者に契約上のパワーに対して十分な権利を提供しているかどうかを評価しなければなりません。

US GAAP との比較: VIE 連結モデルは、同様に、投資先の設計への関与を考慮することを要求しています。重要で継続的な意思決定を必要としない一部の企業においては、US GAAP に基づく設計の際に、関連性のある意思決定活動のみが発生するとみなされます。別の言い方をすれば、US GAAP では、すべての企業が関連性のある活動を有するとみなされています。

投資先の設立時に設定された契約上の取決め

.43 組成された企業は、設立文書だけでなく、組成された企業に当初の目的に沿うことについて法的な義務を負わせる契約にも拘束されることが多くあります。これらは、パワーを投資者に提供する可能性がある、コールの権利、プットの権利、清算権、または他の契約上の取決めを含んでいます。たとえば、当 Dataline の設例 10 におけるプットの権利は、組成された企業は元本および金利の回収および引渡しのみを行う必要があり、投資者 X に不履行債権を管理するパワーを提供することを保証しています。

.44 契約上の取り決めが投資先に密接に関連した活動に関係している場合には、これらの活動は関連性のある活動であると考えする必要があります。このことは、これらの活動が組成された企業ではなくその他の企業で発生する場合にも該当します。当 Dataline の設例 10 はこの概念を説明しています。

特定の事象の発生時のみに活性化する関連性のある活動を指図する権利

.45 IFRS10 号は、特定の状況または事象が生じた場合にのみ有効となる意思決定権を考慮することを要求しています。これらの権利を有する投資者は、そのような事象が生じていない場合でもパワーを有することがあり得ます。

US GAAP との比較: VIE 連結モデルは類似の概念を含んでいます。

投資先が設計どおりに運営されることを確保する約束

.46 投資者による明示的または黙示的な約束は、リターンの変動性に対するエクスポージャーを増大させ、支配の可能性を高める可能性があります。しかしながら、この要素だけでは、投資者にパワーを与えるものではなく、他の当事者がパワーを持つことを妨げるものでもありません。

US GAAP との比較: VIE の連結モデルは、報告企業が企業の損失を間接的に負担できるかどうかを考慮するための黙示的な変動持分の概念を含んでいます。たとえば、黙示的な変動持分は、報告企業が、企業の損失の負担から他の変動持分保有者を保護することを要求されている場合に存在します。

以下の IFRS10 号の設例は、上記の原則を説明しています。

設例10

- 投資先の唯一の事業活動は、投資者のために債権を購入して、日々、回収サービス業務を行うことである
- 回収サービス業務には、元本および金利の回収および引渡しが含まれる
- 債権が不履行となった場合には、投資者 X とのプット契約で別途合意されているとおり、投資先は自動的に債権を投資者 X に売却する

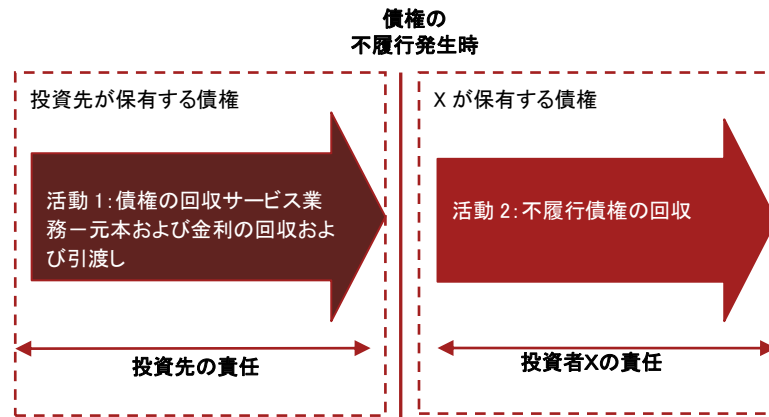


図19: 組成された企業—設例10

投資者 X は投資先に対するパワーを有するか？

解答:

以下の理由により、投資者Xはパワーを有している。

- 唯一の関連性のある活動は、債務が不履行となった場合に債権を管理することである
- 債務不履行発生前の債権の回収サービス業務は、関連性のある活動ではない。この行動は、既定のものであり、リターンに影響を及ぼす実質的な意思決定が必要ではない
- 投資者 X は、唯一の関連性のある活動を支配するので、投資先に対するパワーを有している

この設例は、3つの追加的要素を示しています。組成された企業の場合、連結の分析は以下の要素による影響を受けません。

- (a) X は、偶発事象(すなわち、債務不履行)の発生時にのみパワーを行使することができる。債務不履行の発生は、意思決定権限が必要とされる場合に限られるためである。意思決定権限が必要な場合に、X は意思決定が可能で、したがって、即時に意思決定できない可能性がある場合でも、Xはパワーを有している
- (b) X のパワーは、投資先の設立文書ではなく付随契約(プット契約)からのみ発生する。プット契約は、全体的な取引および投資先の設立に不可欠であり、不可欠なものとして考慮すべきである
- (c) 支払不履行となる債権の管理は投資先ではなく X が行う。すなわち、X は、投資先でなくXが管理する支払不履行となる債権を保有する

US GAAP との比較: この結論は、US GAAP に基づく結論と広範に首尾一貫すると予想されません。

変動リターン

.47 IFRS10 号は、変動リターンを、固定ではなく、投資先の業績の結果として変動する可能性のあるリターンと定義しています。変動リターンは、正の値のみとなることも、負の値のみとなることも、正と負の両方となることもあります。

.48 発生し得る多様なリターンが IFRS10 号で識別されています。その中には、従前の配当および金利、サービス業務の報酬、投資の公正価値の変動、信用または流動性の供与によるエクスポージャー、税務上の便益、流動性に対するアクセス、規模の経済、コスト削減、および独占的な知識の獲得が含まれています。

.49 変動性は、法的形態にかかわらず、取決めの実質に基づいて評価されます。たとえば、契約上の固定金利支払は、信用リスクが高い場合に、高い変動性に晒されることがあります。同様に、資産の管理に対する業務報酬は、契約上は固定されているにもかかわらず、投資先に業績以外に関連する高いリスクがある場合に、高い変動性に晒されることがあります。

US GAAP との比較: VIE 連結モデルには、報告企業が VIE の主要な受益者(連結主体)であるかどうかを判断するための類似の第 2 テストが含まれています。具体的にこのガイダンスは、報告企業が損失を負担する義務、または VIE から今後重要となり得る便益を受け取る権利を有する必要があることを示唆しています。変動持分の条件と性質、VIE の設計と性質、および報告企業の VIE へのその他の関与について、あらゆる事実および状況を考慮することができるように、この評価は定性的判断に基づく分析となるように図られています。

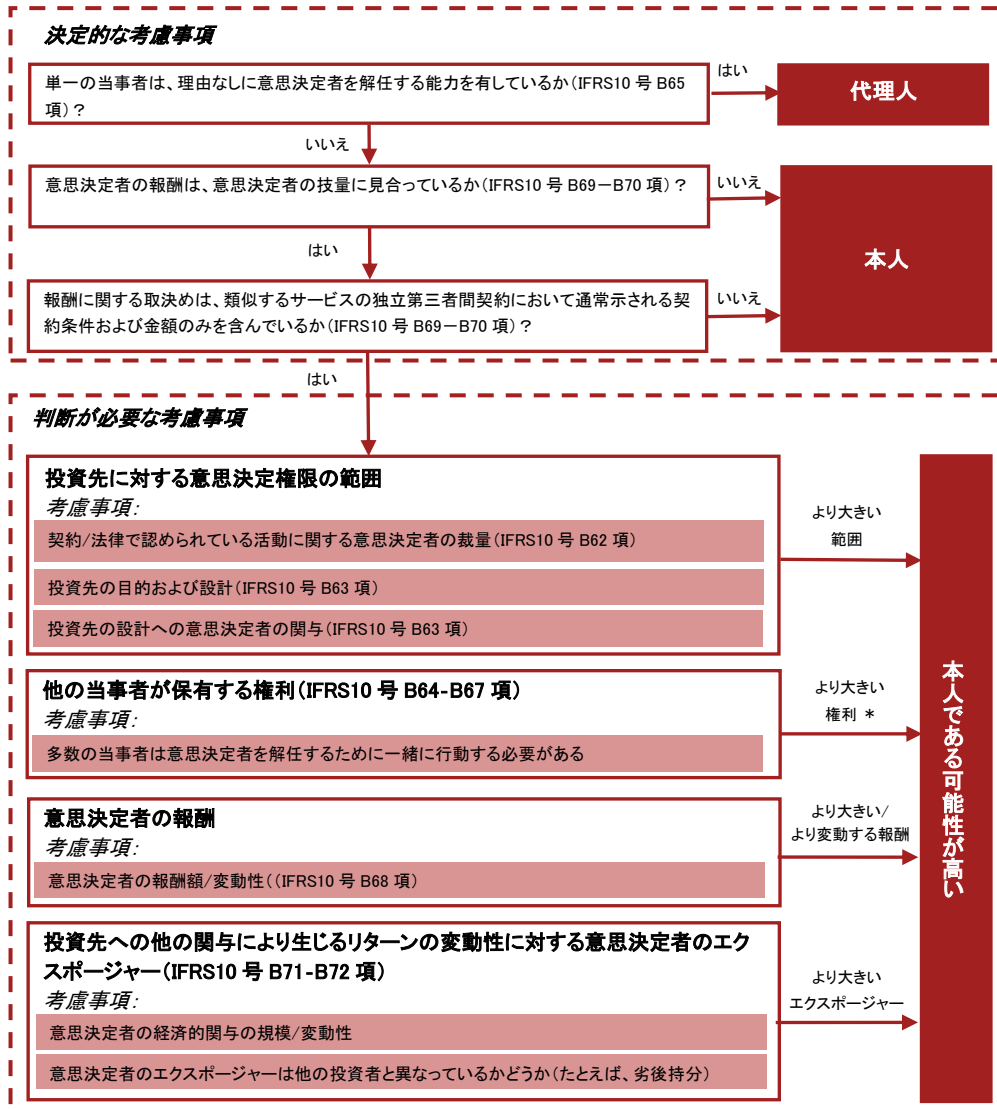
パワーとリターンとの関連—本人か代理人か

.50 代理人とは、他の当事者(本人)に代わって行動する当事者をいいます。本人は、代理人に投資先に関する意思決定権限の一部を委任する場合がありますが、代理人が本人に代わってパワーを行使する場合、代理人は投資先を支配していません。支配を評価する際に、本人は、代理人の意思決定権を本人が直接保有しているものとして扱わなければなりません。パワーは、代理人でなく本人に帰属しています。

US GAAP との比較: 現在、パワーとリターンの関連についての明示的なガイダンスは US GAAP に存在していませんが、FASB から間もなく公表される予定の本人か代理人かのガイダンスに含まれる可能性があります。

.51 意思決定者が代理人として行動するかどうかを決定する際に、意思決定者と投資先に関与している他の当事者との間の全体的な関係を評価する必要があります。この基準は、考慮しなければならない要因を数多く規定しています。いくつかの要因は決定的ですが、大半は判断が必要で、全体的な関係を評価する際に一緒に考慮する必要があります。判断が必要な考慮事項を評価するために、企業の特定の事実および状況に基づき、それぞれの要因に異なるウェイト付けを適用しなければなりません。これらの決定的および判断が必要な考慮事項を以下の図に要約しています。

< 次ページへ続く >



* 他の当事者と比較して意思決定者がより大きい権利を有していればいるほど、当該意思決定者が本人である可能性が高い。

図20: 意思決定者が本人か代理人かの決定

US GAAP との比較: 現在の VIE モデルにおいては、単一の当事者の排除 (解任) 権も決定的となっています。しかし、IFRS10 号とは対照的に、排除権を行使するために複数の当事者の行動が必要な場合、この権利は分析の際の検討対象にならないかもしれません。

議決権持分事業体であるリミテッド・パートナーシップに関しては、解任権と一定の清算権を同様に評価します。US GAAP の実務においては、清算権を解任権と同様にみなされるようにする目的で、これらの権利は一定の権利のみを含むと解釈されます。一定の権利とは、持分保有者が企業を清算後、新しいマネージャーと新たな企業を設立し、同じ資産を保有して従前の企業と同じ目的を追求できる権利のことです。IFRS10 号は、清算権は解任権と同様にみなされるかどうかについて明確に説明していません。

FASB は、VIE を修正するための提案およびリミテッド・パートナーシップ連結モデルを公表する予定です。リミテッド・パートナーシップ連結モデルには、IFRS10 号と広範に内容が一致している本人か代理人かに関するガイダンスが含まれています。この提案は、排除権(解任および清算)が実質的である場合に、これらの権利を許容します。このとき、意思決定者が本人または代理人として行動しているかどうかを判断する際に検討しなければならない複数の当事者が有する要因は考慮されません。分析を行う際には IFRS10 号との内容の一致を図りながら、このような権利を有する取締役会の存在を考慮する必要があります。しかしながら、取締役会が有する権利に関しては、一当事者が有する権利と認められないので、代理人の決定的要因とはなりません。

IFRS10 号と FASB の提案との間には、1 つの差異が存在すると考えられます。FASB の提案は、意思決定者の報酬が提供するサービスに見合っており、報酬の条件が市場ベースでない場合、意思決定者は代理人になることができないということを示すことはないでしょう。FASB が予定している提案において決定的要因ではありませんが、FASB は、これらの状況のうちの 1 つが存在すれば、本人であることを示す強力な指標となることを示唆すると考えられます。結果として、この差異自体が IFRS および US GAAP に基づく連結財務諸表の結論に差異を生じさせる可能性は低くなります。

.52 IFRS10 号は、以下の設例において上記の原則を説明しています。また、IFRS10 号の本人か代理人かの設例の要約については、当 Dataline の付録 C を参照してください。

設例11

意思決定者(ファンド・マネジャー)は、規制対象の上場ファンドを設立し、販売および管理を行っている。このファンドは、上場企業の持分証券の分散ポートフォリオへの投資として投資者に販売された。

IFRS10 号の基準	IFRS10 号の基準の判定に関連する追加的事実
意思決定権限の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ファンド・マネジャーは、投資委任事項で狭く設定されたパラメーターの対象である。 所定のパラメーターの範囲内で、ファンド・マネジャーは、投資する資産について自由裁量を有している。
他の当事者が有する権利	<ul style="list-style-type: none"> 投資者は、ファンド・マネジャーの意思決定権限に影響を及ぼす実質的な権利を有していないが、ファンドが設定した特定の限度内で持分の償還を受けることができる。 ファンドは、独立の取締役会を設置する必要がなく、設置していない。
意思決定者の報酬	<ul style="list-style-type: none"> ファンドの純資産価値の1%に相当する市場ベースの報酬を受け取る。 報酬は提供するサービスに見合ったものである。
他の持分の変動性に対する意思決定者のエクスポージャー	<ul style="list-style-type: none"> ファンド・マネジャーは、ファンドに10%の比例的投資を行っている。 ファンド・マネジャーは、10%の投資を超えるファンドの損失に対する義務を負っていない。 ファンド・マネジャーの報酬および投資は、ファンド・マネジャーが本人であることを示すほどの重要なエクスポージャーを創出しないと判定する。

ファンド・マネジャーは本人であるか？

解答:

リターンの変動性に対するファンド・マネジャーのエクスポージャーと、制限された意思決定権限とを合わせて考慮することにより、ファンド・マネジャーが代理人であることが示される。

設例12

ファンド・マネジャーは、多数の投資者に投資機会を提供するファンドを設立し、販売および管理を行っている。

ファンド・マネジャーは、設例Aから設例Cにおいて本人または代理人であるか？これらの設例は、単独で考慮されている。

IFRS10 号の基準	IFRS10 号の基準の判定に関連する追加的事実
意思決定権限の範囲	設例 A から設例 C <ul style="list-style-type: none">ファンド・マネジャーは、すべての投資者の利益を最優先し、ファンドの管理契約に従って、意思決定を行わなければならない。これにかかわらず、ファンド・マネジャーは、ファンドの関連性のある活動を指図する広範囲の意思決定権限を有している。
他の当事者が有する権利	設例 A <ul style="list-style-type: none">投資者はファンド・マネジャーを単純過半数の投票で解任できるが、契約違反を理由とする場合のみである。 設例 B <ul style="list-style-type: none">設例Aと同じ。 設例 C <ul style="list-style-type: none">ファンドには、ファンド・マネジャーから独立している取締役だけで構成されている取締役会がある。取締役会は、ファンド・マネジャーの任命を毎年行う。ファンド・マネジャーの行っているサービスは、他のファンド・マネジャーが行うことができる。
意思決定者の報酬	設例 A から設例 C <ul style="list-style-type: none">市場ベースの報酬を受け取る。<ul style="list-style-type: none">－運用資産の1%－所定の利益水準を達成した場合には、利益の20%報酬は、提供するサービスに見合ったものである。報酬は、ファンド・マネジャーの利害と他の投資者の利害を一致させることを図っている。報酬を単独で考えた場合に、ファンド・マネジャーが本人であることを示すようなリターンの変動性に対する重要なエクスポージャーの創出はない。

IFRS10 号の基準	IFRS10 号の基準の判定に関連する追加的事実
他の持分の変動性に対する意思決定者のエクスポージャー	<p>設例 A</p> <ul style="list-style-type: none"> ファンド・マネジャーは、自らの利害と他の投資者の利害を一致させるため、ファンドに対して2%の投資をしている。 ファンド・マネジャーは、2%の投資を超える損失に対して資金を供給する義務を負っていない。 <p>設例 B</p> <ul style="list-style-type: none"> ファンド・マネジャーは、設例Aより多くの比例的投資を有している。 ファンド・マネジャーは、その投資を超える損失に対して資金を供給する義務を負っていない。 <p>設例 C</p> <ul style="list-style-type: none"> ファンド・マネジャーは、ファンドに対して20%の比例的投資を有している。 ファンド・マネジャーは、その投資を超える損失に資金を供給する義務を負っていない。

解答:

設例 A	<p>ファンド・マネジャーは、代理人である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産の1%および利益の20%の市場ベースの報酬は、2%の投資と同様に、ファンド・マネジャーが本人であることを示すほどの重要なエクスポージャーの創出はない。 他の投資者がファンド・マネジャーを解任できる権利は、契約違反の場合にのみ行使可能なものなので、防御的な権利である。
設例 B	<p>ファンド・マネジャーがファンドに対して投資する額に依存する。</p> <ul style="list-style-type: none"> たとえば、20%の投資は、ファンド・マネジャーが本人であると結論づけるために十分かもしれない。 異なる状況においては、本人であることを示すエクスポージャーの額は変化する(たとえば、報酬が異なる場合)。 他の投資者がファンド・マネジャーを解任できる権利は、設例Aにあるように、防御的な権利である。
設例 C	<p>ファンド・マネジャーは、代理人である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資者は、ファンド・マネジャーを解任する実質的な権利を有し、取締役会は、この権利を行使する仕組みを提供する。

設例13

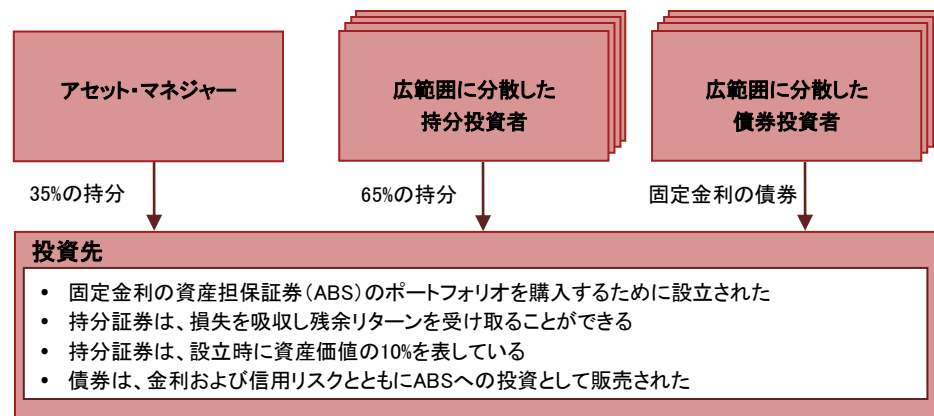


図21: 本人か代理人かの分析－設例13

IFRS10 号の基準	IFRS10 号の基準の判定に関連する追加的事実
意思決定権限の範囲	<ul style="list-style-type: none"> • アセット・マネジャーは、投資先の日論見書で示したパラメーターの範囲内で投資意思決定を行うことにより、アクティブ資産ポートフォリオを管理する。
他の当事者が有する権利	<ul style="list-style-type: none"> • 他の投資者の単純過半数の決定により、理由なしにアセット・マネジャーを解任できる。 • 他の持分投資者および債券投資者は、多数の広範囲に分散した関連のない第三者である投資者である。
意思決定者の報酬	<ul style="list-style-type: none"> • アセット・マネジャーは、次の報酬を受け取る。 <ul style="list-style-type: none"> － 運用資産の1% － 利益が所定の水準を超えた場合は、利益の10% • 報酬は、市場ベースで、提供するサービスに見合ったものである。 • ファンド・マネジャーの利害と他の投資者の利害を一致させる。
他の持分の変動性に対する意思決定者のエクスポージャー	<ul style="list-style-type: none"> • アセット・マネジャーは、投資先の持分の35%を保有している。

アセット・マネジャーは本人であるか？

解答:

アセット・マネジャーは本人であるので、支配を有している。

- アセット・マネジャーは、報酬として提供されるエクスポージャーに加えて、持分の35%を保有しているため、アセット・マネジャーが本人であることを示す重要な変動性がある。
- 理由なしに、アセット・マネジャーを解任する権利は、多数の広範囲に分散した投資者の協調努力を必要とするため、容易に行使できない権利としてこの設例におけるウェイトは低い。

設例14

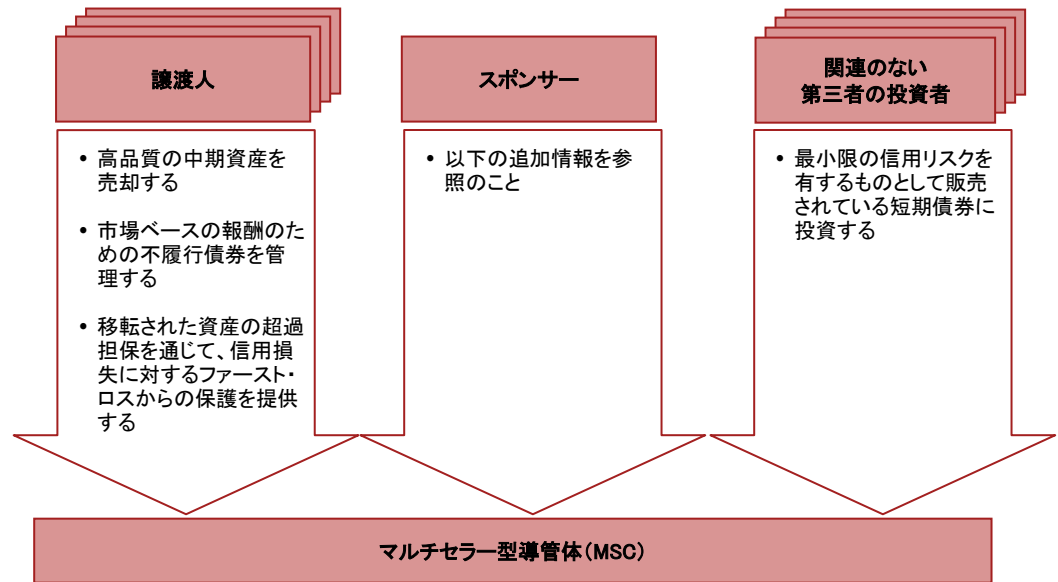


図22: 本人か代理人かの分析—設例14

IFRS10 号の基準	IFRS10 号の基準の判定に関連する追加的事実
意思決定権限の範囲	<ul style="list-style-type: none"> • スポンサーはMSCの条件を設定する。 • スポンサーは、 <ul style="list-style-type: none"> - MSCの運営を管理する。 - MSCへの売却が許される譲渡人を承認する。 - MSCが購入する資産を承認する。 - MSCの資金調達に関する意思決定を行う。 • スポンサーは、すべての投資者の利益を最優先して行動しなければならない。
他の当事者が有する権利	<ul style="list-style-type: none"> • 投資者は、スポンサーの意思決定権限に影響を与え得る実質的な権利を有していない。
意思決定者の報酬	<ul style="list-style-type: none"> • スポンサーは、提供されるサービスに見合った市場ベースの報酬を受け取る。
他の持分の変動性に対する意思決定者のエクスポージャー	<ul style="list-style-type: none"> • スポンサーは、MSCの残余リターンに対する権利を有する。 • スポンサーは、譲渡人が損失を吸収した後に、MSCのすべての資産の5%まで損失を負担する信用補完を提供する。 • スポンサーは、MSCへ信用供与枠を提供する。信用供与枠は支払不履行となった資産に対しては提供されない。

アセット・マネジャーは本人であるか？

解答:

スポンサーは本人であると考えられるので、支配を有している。

- リターンの変動性に対するスポンサーのエクスポージャーは重要であり、残余リターンと信用補完に対するスポンサーの権利およびスポンサーが提供する信用供与枠の両方から生じる。流動性リスクに対するエクスポージャーは、MSC が中期資産の資金を調達するために短期債券を使用しているという事実により悪化する。
- スポンサーは、譲渡人の選択、資産の選択、および資金の調達などの MSC のリターンに重要な影響を及ぼす可能性が高い活動に広範な意思決定権を有する。

すべての投資者の利益を最優先して行動する義務は、スポンサーが本人となることを妨げるものではない。

US GAAP との比較: VIE 連結モデルを修正するために、同一あるいは類似する設例が FASB の提案に含まれる予定です(当 Dataline の設例 11、設例 12、設例 13、および設例 14)。FASB はまた、本人か代理人かの分析を含めるために、ASC810 に含まれている VIE の既存の設例をアップデートする予定です。当分析は、連結すべき当事者の判定(たとえば、いずれの当事者が主な受益者であるか)において提案されました。

その他の問題

.53 IFRS10号はさらに以下の問題に対処しています。

- (a) 投資者が「事実上の代理人」であるかどうかの判断
- (b) 投資先の特定の資産に対するパワーを有する投資者は、これらの資産を別個の事業体とみなすことができるかどうかの判断。IFRS10 号は、会計上の目的で隔離されている企業を表すために「サイロ」という用語を使用している
- (c) 投資者が投資先を支配しているかどうかに関する再判定の頻度。しかしながら、支配の 3 要素のいずれかが変化する場合を除き、市場の状況の変化だけでは支配を再判定しない

事実上の代理人

.54 代理人は、契約によって本人に法的に拘束される必要はありません。IFRS10号は、適切な契約上の取決めがない場合でも、本人に代わって行動することができる代理人を説明するために、「事実上の代理人」という用語を使用しています。このような関係性の識別に関しては、相当な判断が必要です。投資者と各当事者の間の相互関係および相互関係がどのようなものであるかを考慮する必要があります。

.55 IFRS10号は、真実の本人のための事実上の代理人となり得る広範囲の当事者を示しています。

- (a) IAS24 号「関連当事者についての開示」で定義されている本人の関連当事者
- (b) 投資先に対する持分を本人からの出資または借入れとして受け取った者
- (c) 投資先に対する持分の売却、譲渡、または抵当権の設定を本人の承認なしには行わないことに同意した者
- (d) 本人からの劣後的な財務支援なしでは営業活動の資金を調達できない者
- (e) 統治機関のメンバーの過半数または経営幹部が本人と同じである者
- (f) 本人と密接な事業上の関係を有する者

.56 ある当事者が他の投資者の事実上の代理人として行動する場合に、投資者は、事実上の代理人の意思決定権と同様に、投資先を支配するかどうかを判定する際に、事実上の代理人の変動リターンへのエクスポージャーを、投資者自身のものとともに、あたかも直接保有しているかのように考慮しなければなりません。

US GAAP との比較: VIE の連結の分析において、関連当事者と事実上の代理人が保有する持分について考慮する必要があります。当事者単独ではなく、関連当事者の企業集団が VIE を支配する際に、「関連当事者のタイ・ブレイカー」を適用する必要があります。VIE と非常に密接な関連がある当事者は、「関連当事者のタイ・ブレイカー」の要件に基づいて、(主要な受益者である) VIE を支配すると考えられます。IFRS10 号は、関連当事者および事実上の代理人を評価する際に判断の適用を要求していますが、「関連当事者のタイ・ブレイカー」のガイダンスを含みません。そのため、関連当事者の企業集団において連結する当事者は、US GAAP と IFRS との間で異なる可能性があります。しかし、US GAAP には、議決権持分事業体の連結モデルで関連当事者をどのように考慮するのかに関する特定のガイダンスはありません。

サイロ

.57 投資者が投資先の特定の資産に対するパワーを有し、以下の条件を満たしている場合に限り、IFRS10号は、これらの資産を会計目的(「サイロ」)のために別個の事業体とみなして扱うことを許容しています。

- (a) これらの特定の資産および関連する信用補完は、もし存在する場合は、投資先の投資者持分に関する唯一の支払財源である
- (b) これらの特定の資産および関連する信用補完は、もし存在する場合は、投資先の投資者持分に投資者以外の当事者は、特定の資産およびこれらの資産からのキャッシュ・フローに関する権利または義務を有していない

.58 資産を別個のサイロとして扱うことが可能な場合、投資者は、IFRS10号の基準に基づいてサイロを支配できるかどうかを決定しなければなりません。

.59 投資先が上記の条件を満たすサイロを含んでいる場合に、投資先の他の部分を支配しているけれどもサイロを支配していない投資者は、投資先に対する支配の判定および投資先の連結に際して、サイロを除外する必要があります。

US GAAP との比較: サイロの概念は、IFRS10 号ではすべての企業に対して存在しますが、US GAAP では VIE とみなされる企業に対してのみ存在します。そのため、当事者が選択された資産および負債の変動持分を保有する VIE 内のみ、サイロは存在することができます。加えてサイロは、その主要な受益者が存在する場合にのみ存在します。

US GAAP はまた、特定の資産における持分保有の概念を含んでいますが、IFRS10 号には明示的なガイダンスはありません。特定資産の変動持分の保有者は、VIE 連結モデルの対象でないため企業を連結しません。VIE の特定資産の変動持分が存在するのは、変動持分が、企業の総資産価値の半分以下の特定資産に関連する場合です(公正価値ベース)。変動持分の保有者は、企業全体の他の変動持分を有していません(持分が重要ではない、または、変動性が非常に少ない、あるいはない場合を除く)。

再判定の頻度

.60 IFRS10号の支配要素の変化を示す事実および状況がある場合、支配の再判定が必要となります。この要素には、投資者の投資先に対するパワー、投資先から生じる変動リターンに対するエクスポージャー、およびリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる投資者の能力が含まれていません。

.61 IFRS10号が支配の変化を強調するのは、以下の場合です。

- (a) 意思決定の仕組みの変化(たとえば、実質的投票システムから「自動操縦」の仕組みに変化)
- (b) 投資者に関連がない場合でも、事象が発生する時(たとえば、他の当事者による意思決定権限の廃止)、しかし、市場の状況の変化だけでは支配の再判定は必要ない
- (c) 変動リターンに対する投資者のエクスポージャーの変化
- (d) 代理人と本人との間の関係の変化

会計処理の要求事項

.62 連結の会計処理は、既存のIAS27号のガイダンスとほとんど内容が一致しています。

.63 潜在的議決権に関する追加的なガイダンスが提供されています。IFRS10号は、連結を目的とする親会社と非支配持分への利益および資産の配分は、通常、現在の所有持分に基づいていると説明しています。しかしながら、潜在的議決権または他のデリバティブは、実質的に所有持分に関連する経済的便益を導くので、利益および資産の配分は、これらの潜在的議決権およびデリバティブの最終的な行使を考慮に入れて決定します。このような潜在的議決権およびデリバティブは、金融商品の会計処理に関するガイダンスの対象とはなりません。

開示事項

.64 子会社に対する開示の要求事項は、IFRS10号に明記されていませんが、代わりにIFRS12号に含まれています。

IFRS12号の目的

.65 IFRS12号の目的は、子会社、関連会社、共同支配の取決め、および非連結の組成された企業への関与に関する内容、リスク、および財務的な影響を評価する財務諸表の利用者が活用できる情報を開示することです。報告企業はこの目的を満たすのに必要な全ての追加的な情報を開示しなければなりません。

開示の範囲

.66 IFRS12号は、子会社、共同支配の取決め、関連会社、および非連結の組成された企業の関与に適用されます。当Datalineは、子会社および非連結の組成された企業の開示のみに対応しています。

US GAAP との比較: VIE の開示は、組成された企業の関与について、IFRS12 号で要求される新たな開示事項と広い範囲で整合性をとっています。これは主に、IASB がこれらの US GAAP の開示事項を、肯定的な財務諸表利用者のフィードバックに基づく出発点として使用したことが理由となります。

.67 IFRS12号は、他の企業への「関与」の定義を満たす関与にのみ適用されます。IFRS12号は、他の企業への「関与」が意味する内容に関する詳細なガイダンスを提供しています。この質問は、開示の範囲を決定するので、非連結の組成された企業の開示について特に関連性があります。

.68 IFRS12号は、「他の企業への関与」を以下のように定義しています。

- 契約上あるいは非契約上の関与となり得る
- 企業を他の企業の業績からのリターンの変動性に晒す
- 資本性金融商品、負債性金融商品、資金の提供、流動性の支援、信用補完、あるいは保証を含むかもしれない
- 支配または共同支配、あるいは重要な影響力を有している
- 通常得意先と仕入先の関係だけでは関与を有さない

.69 関係性が「関与」を表すかどうかを判断する場合は、組成された企業の目的と設計について考慮する必要があります。

.70 投資先からのリターンの変動性を負担する金融商品のみが投資先の「関与」とみなされます。投資先へリスクを移転する金融商品は、投資先のリターンの変動性を生み出しますが、通常は、報告企業を他の企業の業績からのリターンの変動性に晒すことはありません。そのような関与は「関与」とみなされません。以下の設例は、IFRS12号を要約したものです。

設例15

- 組成された企業は、ローンのポートフォリオを保有している。
- 組成された企業は、報告企業からクレジット・デフォルト・スワップ (CDS) を入手して、支払不履行のリスクから自らを防御する。

報告企業は、組成された企業への「関与」を有しているか？

解答:

はい。CDSが組成された企業のリターンの変動性を負担するため、報告企業は、組成された企業の業績からのリターンの変動性に報告企業を晒す関与を有している。

設例16

以下の組成された企業は、投資者に投資機会を提供するために設立された。

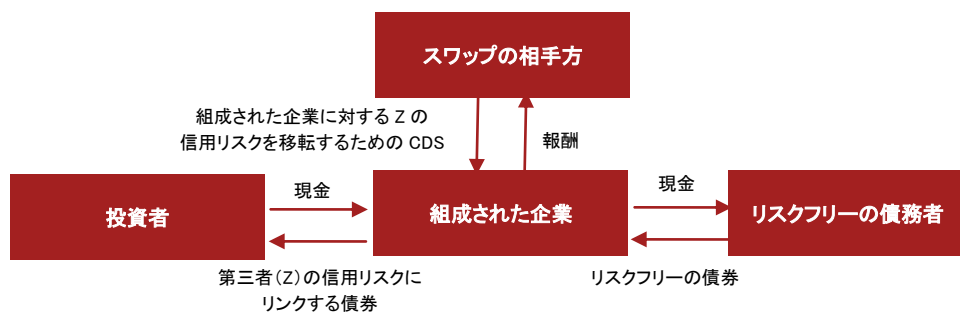


図23: 企業の「関与」の識別—設例16

スワップの相手方は、組成された企業の「関与」を有しているか？

解答:

CDSは、組成された企業のリターンの変動性を負担するのではなく、変動性を組成された企業に移転しているため、スワップの相手方は、組成された企業への「関与」を有していない。

US GAAP との比較: IFRS10 号は、連結を目的とする「投資者」の概念を使用しており、一方、IFRS12 号は、開示を目的とする「関与」の概念を使用しています。当 Dataline で前述したように、IFRS10 号で使用されている「投資者」という用語は明示的に定義されていませんが、「関与」という用語と類似する意味を持っているように思われます。しかしながら、US GAAP は、連結と開示の両方の目的のために、「変動持分」の定義を一貫して使用しています(ただし、VIE に関してのみである)。変動持分が一定のリスクおよびデリバティブを評価するかどうかを判断する助けとして、US GAAP には追加的な指標が提供されています(詳しい情報については、パラグラフ 11 の「US GAAP との比較」を参照すること)。

.71 IFRS12号は、以下に適用されません。

- (a) IAS19号「従業員給付」が適用される退職後給付制度またはその他の長期従業員給付制度
- (b) IAS27号「連結及び個別財務諸表」が適用される個別財務諸表。企業が個別財務諸表のみを作成している場合には、非連結企業の開示が必要である
- (c) 共同支配の取決めに参加しているが、共同支配を有していない企業が保有している関与。ただし、共同支配の取決めに對して重要な影響力が生じている関与、または組成された企業への関与である場合を除く
- (d) IFRS9号「金融商品」に従って会計処理される関与。ただし、関連企業、共同支配企業、または非連結の組成された企業への関与である場合を除く

開示の集約

.72 IFRS12号は、開示および開示の重点事項において必要なレベルの詳細さを報告企業が判断することを許容しています。開示は、有用な情報を隠すこと、または、重要でない詳細情報を大量に含めることを避けるために、必要に応じて集約または分割する必要があります。IFRS12号は、以下の内容を含んでいます。

- (a) 集約は、開示目的と整合的でなければならない
- (b) 子会社、共同支配企業、共同支配事業、関連会社、および非連結の組成された企業の関与は、別々に表示しなければならない、集約しない
- (c) 種々のリスクに関する定量的情報と定性的情報、各企業のリターンの特性、および各企業の重要度を考慮しなければならない
- (d) 集約の基準として可能性があるものは、活動の性質、業種分類、および地理的区分に基づくものである

重大な判断および仮定

.73 IFRS10号は、企業が、支配しているかどうか、共同支配しているかどうか、重要な影響力を有しているかどうか、または、他の企業への他の関与を保有しているかどうかを判断する際に、重大な判断および仮定に関する情報を開示することを報告企業に要求しています。

- (a) 事実および状況の変化による支配の再判定に関連する判断および仮定
- (b) 議決権が50%を超えた(または下回る)場合、支配(または非支配)の推定の無効化
- (c) 連結における本人か代理人かの評価

.74 企業集団はまた、開示目的のために、類似する企業への関与をどのように集約するのかを開示する必要があります。

経過措置

.75 IFRS10号は、2013年1月1日以降に開始する事業年度に適用されます。一般的に、以下に説明している実務上の免除を除いて、IAS8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、完全遡及適用が要求されます。早期適用は認められますが、早期適用する場合はその事実を開示し、その他の新しい基準³と同時に適用する必要があります。

<次ページへ続く>

³ IFRS11号「共同支配の取決め」、IFRS12号「個別財務諸表」(改訂)、およびIAS28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(改訂)

.76 以下のフローチャートは、経過規定を説明しています。

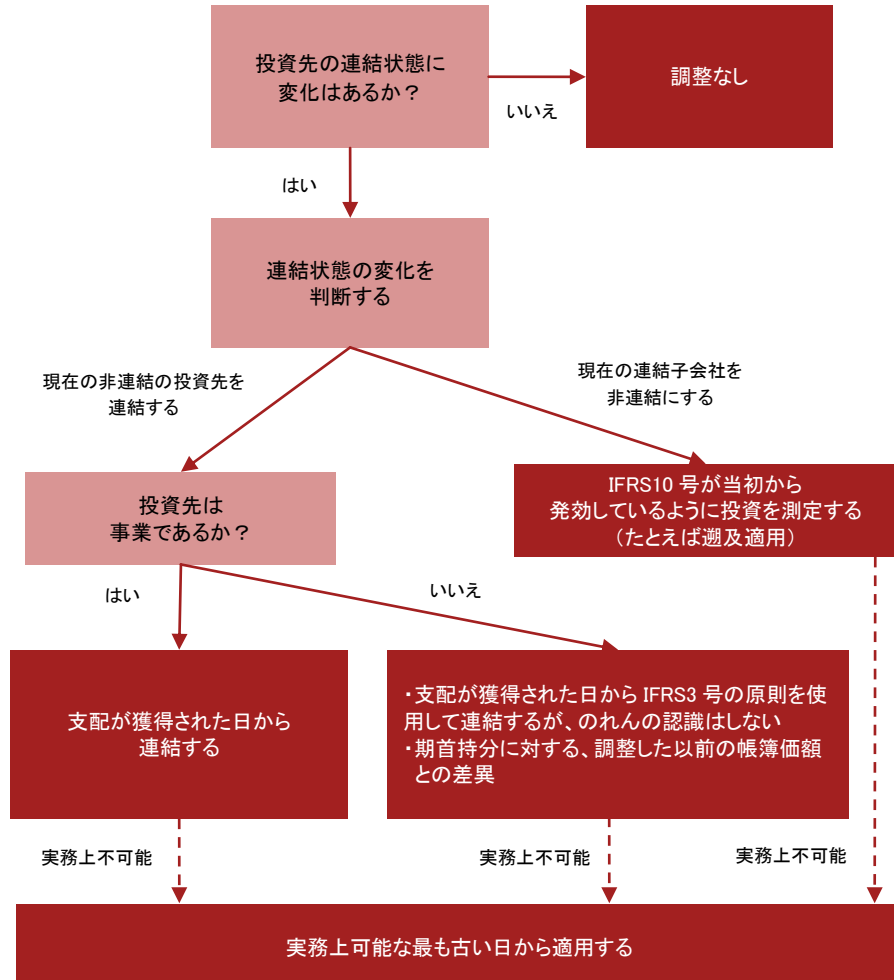


図24: IFRS10号の経過規定のフローチャート

US GAAP との比較: 経過規定は、FASB が提案した VIE およびリミテッド・パートナーシップの本人か代理人かのガイダンスに含まれると予想され、FASB 基準書第 167 号、FASB 解釈指針 No.46 (R) (FAS167 号) と広範囲で内容が一致すると思われます。FASB 基準書第 167 号、FASB 解釈指針 No.46(R) (FAS167 号) は、VIE の連結ガイダンスを改訂するために 2009 年に公表されたものです。この基準はまた、実務上不可能な場合を除いて遡及適用を要求しています。実務上不可能な場合は、報告企業が適用日に実務上の例外を適用する場合です。これは、実務上の例外を実務上可能な最も早い年度から適用することを要求している IFRS10 号とは対照的ですが、今年度になる可能性があることを認めています。

.77 IFRS12号はまた、2013年1月1日以降に開始する事業年度に適用され、早期適用が許容されます。企業は、上記のパラグラフ75で言及されているその他の基準を適用せずに、IFRS12号による開示を早期に実施することができます。

潜在的なビジネスへの影響

.78 企業集団の連結対象企業の変更は、企業集団にとって重要な財務上の変更となる可能性があります。認識されている損益(たとえば、収益および費用)の額および貸借対照表の表示に影響を及ぼすことがあります。

PwCの見解:

貸借対照表の変更は、レバレッジ、自己資本比率、条項、および財務契約に影響を及ぼす可能性があります。特に、特別目的事業体に資産を売却することによる貸借対照表への影響を少なくするための取り組みは、新しい要求事項の下では機能しないことがあります。報告企業の貸借対照表にどのような影響があるのかを理解するために、影響に関して事前に考慮する必要があります。また、利息負担倍率、EBIT、およびEBITDAなどの業績指標への影響も考慮する必要があります。

.79 IFRS10号は、事実上の支配や本人か代理人かの関係性など、一定の判断が必要で多様な検討事項を紹介しています。その結果、IFRS10号を適用することにより、将来、連結処理と非連結処理をより頻繁に引き起こす可能性があります。このような結果を心配する企業は、資源の可用性を考慮し、追加業務を処理するための業務計画を作成する必要があります(たとえば、取得原価配分)。

.80 IFRS10号の初期適用が、これまで非連結だった多数の投資先を連結することを企業集団に要求する場合には、かなりの量の取得対価配分(Purchase Price Allocation)が必要になる可能性があります。これは特に、これまで非連結だった多数の特別目的事業体の関連企業に当てはまる可能性があります。該当する企業の経営者は、このようなシナリオを予測し、準備するために、この基準の要求事項を早期に確認する必要があります。

.81 初期の経過規定および年次の支配の再評価は、既存のプロセスおよび内部統制への変更を要求する可能性があります。連結、開始日、および入手可能な記録を要求する可能性がある投資先の数に応じて、情報の収集および分析にかなりの時間と労力が必要になることがあります。

PwCの見解:

業績および財務状況に重要な変更が生じる場合、企業は出来る限り早く、これらの影響を利害関係者に明確に報告する必要があります。IFRS10号の潜在的な適用および継続的なビジネスへの影響に関する時宜にかなった評価および管理は、ビジネスおよび会計報告における予想外のリスクを減少する助けとなるでしょう。企業は、このプロセスを早期に開始することで、適用のための可能性がある戦略を検討したり、適用による影響を減少させ、将来の取決めのより好ましい分類結果を達成するために取決めに再交渉する十分な時間を確保することができます。

.82 IFRS12号が要求する開示量は大幅に増加しています。報告企業は、追加情報を収集するために必要なプロセスおよび支配を計画し、適用する必要があります。これは、必要な区分表示のような、IFRS12号公表前の検討事項を含む可能性があります。

.83 IASBのスタッフは最近、IFRS10号およびIFRS12号の両方に関する「影響分析」を公表しました。IASBは、この分析において、これらの新しい基準の適用により、最も重要な影響を受けると予想される特定の分野を明らかにしています。また、この分析には、従前のガイダンスと比較するための設例が含まれており、変更点を強調しています。

質問

.84 当Datalineに関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。当Datalineに関して質問があるエンゲージメント・チームは、National Professional Services Group (1-973-236-7803) のFinancial Instruments teamまでお問い合わせください。

付録A – IFRSとUSGAAPの連結基準の比較

論点	現行基準 (IAS27号およびSIC12号)	IFRS10号	US GAAP	US GAAPにおける提案
支配の定義	IAS27号では、すべての事業体に適用する単一の定義としながらも、SIC12号で特別目的事業体の支配について特別な状況を示している。	すべての事業体に適用する単一の定義	単一の定義ではない—2極連結モデル(議決権モデルおよび変動持分モデル)	変更なし
支配の定義の比較	便益を得るための財務および経営の方針を左右する力特別な状況がない限り、議決権の過半数を所有するときに、支配が存在すると推定される。SPEについては、別の支配の概念で判断される。	<ol style="list-style-type: none"> 1. パワーは権利であり、非投資企業のリターンに重要な影響を及ぼす活動に対し指図する現在の能力 2. 変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利 3. そのパワーをリターンの金額に影響を与えるために使用する能力 	VIEの連結基準 <ol style="list-style-type: none"> 1. VIEの経済的成果に最も大きく影響するVIEの活動を指図するパワー 2. VIEにとって潜在的に重要になりうるVIEの損失を負担する義務/便益を受取る権利 議決権持分事業体において、支配とは通常、議決権の過半数を所有していることをいうが、他の契約上の権利も考慮され判断される。	変更なし
発効日	該当なし	2013年1月1日以後開始する事業年度に発効し、早期適用は他の新基準のすべてが早期適用される場合に認められる。	該当なし	未定
経過措置	該当なし	遡及適用(実務的な例外あり)	該当なし	遡及適用(実務的な例外あり)
連結グループで適用する会計方針	グループ内のすべての事業体は統一された会計方針を用いること。	グループ内のすべての事業体は統一された会計方針を用いること。 ⁴	統一された会計方針を用いること—業界特有の会計方針がある場合を除く(例:投資会社)	変更なし
報告期間	通常、親会社およびその子会社は同一の報告日とするが、3カ月以内であれば異なる報告日とすることもできる。—しかし、差異期間に発生した重要な取引については調整を行う。	通常、親会社およびその子会社は同一の報告日とするが、3カ月以内であれば異なる報告日とすることもできる。—しかし、差異期間に発生した重要な取引については調整を行う。	通常、親会社およびその子会社は同一の報告日とするが、3カ月以内であれば異なる報告日とすることもできる。連結財務諸表に重要な影響を与える事象が認識された場合は、開示もしくは調整を行う。	変更なし
支配事業体の連結	常に適用(例外規定あり)	常に適用(例外規定あり)	投資会社およびブローカー/ディーラーに適用除外あり	変更なし
潜在的議決権(例: オプション、転換、ワラント、先渡取引)	現時点で行使可能な場合のみ考慮する。—実質的かどうかを判断するために、すべての事実と状況が検討される必要がある。(利益分配決定のためのものではない)	現在、行使可能か転換可能かどうかを検討する必要はない。—実質的かどうかを判断するために、すべての事実と状況が検討される必要がある。(しかし一般的に、利益配分決定のためのものではない)	判断について特定のガイダンスはないが、概念はVIEの限られた実際のパターンに適用される。	変更なし
実質的支配(他に契約や取り決めがない)	実務的には存在しているが、IAS27号では明示されていない。	明確なガイダンスがある。	議決権持分事業体について、そのような概念はないが、SECのガイダンスによれば、議決権50%未満で支配が存在している、非常に限られた事例もあり得る。	変更なし

⁴ IASBの投資企業に関する公開草案では、投資企業の親会社が、支配している企業に対して投資企業である子会社が適用している公正価値会計を維持しないことを提案している。

論点	現行基準 (IAS27号およびSIC12号)	IFRS10号	US GAAP	US GAAPにおける 提案
基準の範囲	議決権のパワーに着目する; SPEの支配の判断基準は、リスク/利益の過半、過半を得るための意思決定の保持(もしくは委譲)、事業体に代わって活動していること。	投資家は投資先を支配しているかどうかを決定しなければならない。(例:親会社)	VIEについては、変動持分を保有している必要がある(変動持分が何であるかについての重要なガイダンスが存在する)	VIEの特徴および範囲除外については変更なし ⁵
変動持分	概念なし	投資家は投資先を支配しているかどうかを決定しなければならない(例:親会社)。---投資家は通常、リターンの変動性にさらされている。	投資家が変動持分を保有しているかどうかを決定するための重要なガイダンスが存在する。	変更なし
目的および設計	明確なガイダンスはない。SPEに関しては、ビジネスニーズおよび意思決定のパワーについて判断する。	関連する活動を特定する際には次のことを考慮する。意思決定がどのようにされているか。現在の能力およびリターンを保持しているのは誰か。本人か代理人かの関係はどうか。潜在的議決権が存在しているかどうか。	VIEであるかどうかを判定するため、変動持分を有しているかどうかを検討する。	変更なし(不明瞭な場合は、本人か代理人かの分析で判断される)
関連当事者および実質的代理人の判断	明確なガイダンスはない	検討しなければならないが、関連当事者と明確に識別するルールが存在しないため、判断が必要となる	VIEについては、企業集団で支配している場合、関連当事者が保有する持分を、自身が所有する持分および関連当事者のタイ・プレーカーとみなす特定の指針が設けられている。	本人か代理人かの分析において、関連当事者をどのように考えるかについては変更の可能性あり
サイロ	明確なガイダンスはない	概念あり	VIEにおいて概念あり	変更なし
特定資産における持分	明確なガイダンスはない	明確なガイダンスはない	VIEにおいて概念あり	変更なし
排除権	明確なガイダンスはない。	当事者が一人の場合は決定的であるが、二人以上の同意が必要な場合は、排除権の重要度は低くなる。意思決定機関が仕組みを提供する。	VIE: 検討のみ行う/当事者が一人の場合は決定的。 VOE: 実質的排除権については考慮する。	当事者一人の場合は決定的だが、複数によって保有されている場合は、本人か代理人かの分析で判断する。より少ない人数で権利を保有しているほど重要性が上がる。
解散権	明確なガイダンスはない。	具体的な考え方のガイダンスはない。	VIE: 考慮しない VOE: 排除権と同様 ⁶	変更あり---排除権と同様
参加権	明確なガイダンスはない。	実質的な権利が支配を阻むことがある。	排除権と同様	変更あり-排除権と同様
防御権	保有者にパワーを与えない。	保有者にパワーを与えない。	支配の仮定を覆すものではない。	変更なし

⁵ 投資会社は、現在 VIE 連結モデルからは除外されている。しかしながら、FASB と IASB は投資会社の定義を見直しており、結果として一部の企業は投資会社として適格でなくなり、潜在的に VIE 連結モデルの対象とされることになる。

⁶ 現在は、所有者が事業体を清算し、同じ目的を達成するため新しいマネージャーと、その資産を所有するための新たな事業体を設立するときの解散権だけを含むように解釈されている。

論点	現行基準 (IAS27号およびSIC12号)	IFRS10号	US GAAP	US GAAPにおける 提案
パワーの共有(複数 が同様の活動 をしている場合)	このような概念はないが、支配 を持つ者はただ一人である。	概念が存在する。2もしくはそれ 以上の当事者が一緒に活動して いる場合は、誰も支配していな い。	概念が存在する。関連当事者以外 でパワーが共有された場合、第一受 益権者はいない。	変更なし
パワーの過半(複数 が同様の活動 をしているが、パ ワーは共有されて いない)	このような概念はないが、支配 を持つ者はただ一人である。	このような概念はない。	概念が存在する。最も重要な活動の 過半を支配しているものがパワーを 持つ。	変更なし
本人か代理人か のガイダンス	明確なガイダンスはない。	4つの要素について検討する。 (1)意思決定権限の範囲; (2)他者に保有される権利; (3)報酬; (4)他の持分。市場に基づく報 酬(パフォーマンス報酬を含む) それだけで本人とはならない。	報酬が変動持分かどうかを判断する ためのガイダンスは、経済的側面の 重要性が低いかどうかを含めたいく つかの要件に着目する(報酬および 他の持分)。ガイダンスは、また、報 酬の支払い優先順位が営業負債の 支払よりも上位あるいは同位であるこ とを要求している。	大枠ではIFRS10 号と一致していくと 期待されるが、投 資家の変動持分 を保有しているか どうかについては 変更されないだろ う。
リミテッド・パート ナーシップ(もしく は同様の事業体) でVIE以外	明確なガイダンスはない。	代理人か本人かのガイダンスに 従う。	ジェネラル・パートナーの支配の仮 定は覆されることがある。--たとえ ば、解任権の過半による場合。	ジェネラル・パート ナーの支配の仮 定は、VIEと一致し た本人か代理人 かの分析を必要と する。

付録B - IFRS10号における「事実上の支配」の事例集

下表は、IFRS10号の事例を要約したものです。基準で設定された事実や状況のすべてが含まれていない可能性があることにご注意ください。

IFRS10号事例	最大投資家の保有割合	2番目の投資家保有割合	その他残りの投資家保有割合	その他の事実および状況	最大投資家によって支配されているか
4	48%	-	他の多数株主はそれぞれ1%未満を保有	最大投資家と多数株主との取り決めや、多数株主間で集団的意思決定を行うための取り決めはない。	はい
5	40%	-	12の株主がそれぞれ5%ずつ保有	株主間規定により、経営陣の任命・解任・報酬設定および関連する活動に関する経営責任について、最大投資家は権利を与えられている。この規定の変更には3分の2以上の同意が必要となる。	はい。この規定が理由。議決権だけ考慮しても判断できない。
6	45%	2者がそれぞれ26%ずつ保有	3者がそれぞれ1%保有	-	いいえ
7	45%	-	11の株主がそれぞれ5%ずつ保有	最大投資家と多数株主との取り決めや、多数株主間で集団的意思決定を行うための取り決めはない。	議決権だけ考慮しても判断できない。
8	35%	3者がそれぞれ5%ずつ保有	多数の少数株主はそれぞれ1%以下で保有	最大投資家と多数株主との取り決めや、多数株主間で集団的意思決定を行うための取り決めはない。意思決定は多数決で行われる。最近の総会では75%の議決権が行使された。	いいえ

付録C - IFRS10号における代理人か本人かの分析例の概要

下表は、IFRS10号の事例を要約したものです。基準で設定された事実や状況のすべてが含まれていない可能性があることにご注意ください。

IFRS10号の設例	概要	1.意思決定の範囲	2.その他の当事者が保有する権利		3.報酬			4.その他の持分	持分合計	結論
			独立した取締役会か？	排除権または経営参加権？	固定報酬	業績連動報酬	成果レベルとつり合っているか？			
13	投資ファンド- 上場企業、規制ファンド	資産運用委託および法的規制のもと投資が行われる。これらの範囲内での完全な裁量。	なし	なし	NAVの1%	なし	はい	資本の10%	11%	代理人
14A	投資ファンド- 業績連動報酬	投資資本に対する幅広い裁量による運用。	なし	なし (契約違反があったときのみ)	運用資産の1%	目標を達成した場合は利益の20%	はい	2%	23%まで、最低3%	代理人
14B	投資ファンド- 業績連動報酬およびその他の持分	投資資本に対する幅広い裁量による運用。	なし	なし (契約違反があったときのみ)	運用資産の1%	目標を達成した場合は利益の20%	はい	相当な割合 (たとえば20%)	41%まで、最低21%	本人
14C	投資ファンド- 業績連動報酬およびその他の持分	投資資本に対する幅広い裁量による運用。	はい	あり (取締役会が保有)	運用資産の1%	目標を達成した場合は利益の20%	はい	資本の20%	41%まで、最低21%	代理人
15	CDO構造: 固定金利によるABS 資金調達: - 資本10% - 負債90%	投資運用;パラメーターまたは目論見書の範囲内で資産を選定する裁量を有する。	なし	あり (資本および負債証券保有者間に幅広く分散)	運用資産の1%	目標を達成した場合は利益の10%	はい	資本の35%	少なくとも35%まで	本人
16	マルチセラー コンデュイット: 中期資産 資金調達: - 短期負債 - 劣後債	第三者のサービス資産;スポンサー出資者が条件の決定、売手および資産の承認;資金調達についての決定、ならびに流動性枠の提供を行う。	なし	なし	はい -特定されない	なし	はい	劣後債 100%、損失5%までの信用補完(譲渡人による超過担保差入後)および流動性枠	損失の5%まで;報酬は決められていない	本人

Datalines address current financial-reporting issues and are prepared by the National Professional Services Group of PwC. This publication has been prepared for general information on matters of interest only, and does not constitute professional advice on facts and circumstances specific to any person or entity. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication. The information contained in this material was not intended or written to be used, and cannot be used, for purposes of avoiding penalties or sanctions imposed by any government or other regulatory body. PwC, its members, employees and agents shall not be responsible for any loss sustained by any person or entity who relies on this publication.

© 2012 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

To access additional content on reporting issues, register for CFOdirect Network (www.cfodirect.pwc.com), PwC's online resource for financial executives.